

## 第32回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成21年12月8日(火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
			消防長	加藤隆久
	会計課長	上谷正俊	総務課長兼財政課長	坪内頼男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	木村佳都男
	福祉課長	内山導男	健康課長	新庄孝
	農林振興課長	小林裕和	商工観光課長	廣瀬秋好
	地籍調査課長	茅原武	建設課長	野村正明
	水道課長	野村久雄	下水道課長	寺本康二
	生涯学習課長	福本美昭	クリーンセンター所長	谷口行雄
	教育委員会総務課長	福井泉		
	上月支所長	達見一夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	田村章憲	天文台公園参事	安本泰二
欠席者 (2名)	天文台公園長	黒田武彦	教育委員会教育推進課長	岡本正
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 9 時 2 9 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日、教育推進課長から欠席届、西はりま天文台公園長から欠席届が提出され、天文台公園長の代理として、安本参事を認めておりますので、報告をしておきます。

なお、本日 1 名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず 18 番、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。

〔 18 番 平岡きぬ糸君 登壇 〕

18 番（平岡きぬ糸君） おはようございます。18 番議席、日本共産党の平岡です。

まず、1 点目に、消防団再編と防災対策について質問を行います。

8 月の豪雨による犠牲者のうち、多くの方が避難中に流されて亡くなりました。この災害で、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、行方不明の方々の一刻も早い発見を願っているところです。避難のありかたがどうだったのか、きちんと問われなければなりません。避難判断水位に達した午後 8 時頃に避難勧告が行われるべきが、実際に出たのは、午後 9 時 20 分頃で遅すぎたと、人と防災センター神戸所長が、神戸新聞紙上で語っています。台風 9 号災害を経験し、町民の命や安全を守るために、消防支団の再編は慎重にせよ、という声があります。消防団再編の意義は何か、町長の見解を伺います。

1 に、佐用町地域防災計画のマニュアルから、今回の災害での町消防団の指揮命令系統はどうであったのか伺います。消防団に対しての出動命令を何時に行ったのか、具体的にご回答願います。

2 つ目に、現行の、南光地区の集落ごとの消防団は何が問題ですか。消防団再編の意義は何か伺います。

3 点目、被災後、被害を最小にするためには再編は慎重にするべきではないかという町民の声があります。消防団再編と防災対策についての町長の見解を求めます。

2 項目に、健康福祉対策について伺います。

その 1 つとして、新型インフルエンザについて質問します。

ワクチン接種について、近隣町ではお知らせパンフの配布などで、住民に情報提供が速やかに行われています。周知について、どうなっていますか。

これから冬の時期には、さらに感染の拡大が懸念されます。医療機関との連携・協力体

制はできていますか。また、健康福祉事務所が、行革で廃止されています。保健体制の強化を県に求めるべきだと思いますが、いかがですか。

ワクチン接種について、感染抑制のため独自に助成制度を設ける自治体も生まれています。町民負担を最小限にするために、町制度の検討を求めます。

医療費窓口負担の軽減のために、国民健康保険の資格証明書発行世帯には、緊急に保険証を発行するなど、保険適用を保障する処置が必要だと思いますが、これについて見解を求めます。

福祉施設への休業補償制度について、創設を国に求めていただきたい。また、町として休業などを要請した施設への休業補償を実施すること。特に、日額報酬制の施設への対策に全力を挙げることを求めたいと思います。

福祉対策として、後期高齢者医療制度について伺います。

後期高齢者医療制度の廃止は、現在の政権党の公約です。廃止を国に求めることについて、町長の見解を求めます。制度存続の間は、少なくとも保険証の取り上げは行わないこと。また、75歳以上の高齢者の医療費無料制度創設を国に求めていただきたいと思いますが、いかがですか。

最後の項目として、地域公共交通についてうかがいます。

ウエスト神姫バス路線が11月1日から休止され、代替え交通が運行されています。11月からの代替え交通の運行状況はどうか、具体的に伺います。また、今後の方向を見る上で課題はないかも伺います。

その1つとして、船越線の路線バスは、来年3月までバス会社が運行しておりますが、土日の運休で不便になっています。乗車状況は、どうなっておりますか。これまでのように、毎日運行を望む声があります。新年度からのコミュニティバス運行のルート・便数など、予定はどうなっているのかをお答えください。

2つ目として、播磨科学公園都市線が新設されましたが、その利用状況はどうなっていますか。

3点目に、さよさよサービスの利用対象者を拡大しておりますが、その利用状況はどうですか。

また、スクールバスの混乗化での利用はどうなっていますか。

それぞれ、よろしくご回答願います。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） おはようございます。それでは、また今日も、よろしく申し上げます。

それでは、まず最初に、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の災害での、町消防団の指揮命令系統はどうであったのかというお尋ねでございますが、災害当日は、町長、私の方から消防団長に出動を要請し、団長から、各支団長に対して、全分団員への出動の命令を出していただいております。

次に、南光地区の集落ごとの消防団は何が問題か。消防団再編の意義はなにか、というご質問でございますが、現在の町消防団は55分団、団員数1,135名、消防車両67台であります。そのうち南光支団は20分団、分団員数251人、消防車両21台の内、軽車両が17台となっております。平均分団員数は12、3人で、一番少ない分団は7名であり、このような少ない人数で分団として課せられた消防団の使命を全うし、消防車両を維持管理

していくことは、団員の負担が非常に大きく困難になってきております。南光支団の再編は、旧町からの懸案事項であり、安全性に優れた普通車両の導入と、団員の機動力向上を目的とした分団の再編により、消防機動力を強化し、団員が消防団活動を十分に遂行できる体制を整備しようとするものであります。

次に、消防団再編と防災対策についてでございますが、消防団を再編し、消防車両の数を減らすことにより、災害時における消防力の低下を危惧される声もありますが、団員数は、現人数の確保をお願いしており、再編による機動力の向上により、集落内での防災活動や消防団活動を維持していただけるものと考えております。また、再編した分団に普通車両を更新いたしますが、地域性等の理由により、2台目が必要であると認められる分団については、現在の軽車両を有効活用することも検討しており、現在、南光支団や各自治会長さんによる再編検討委員会で検討を進めているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、健康福祉対策についてお答えをさせていただきます。

まず、新型インフルエンザについてのワクチン接種についてであります。新型インフルエンザの感染が広がっていく中で、予防対策については、無線放送や文字放送、広報10月号を利用して、周知を図ってまいりました。また、ワクチンの接種については、広報11月号で、10月28日に県より発表された最新の接種スケジュールを掲載し、周知をさせていただきました。今後のスケジュールの更新などについては、防災行政無線や佐用チャンネル、ホームページ等で随時行ってまいります。

次に、医療機関との連携・協力体制についてお答えをさせていただきます。今回のワクチン接種は、郡医師会との連携で行わないと実施できないものですから、11月10日に郡医師会、龍野健康福祉事務所と町関係課からなる新型インフルエンザ対策会議を開催し、各それぞれの立場からの状況報告や今後の対応等についての協議を行っております。同会議では、今後も冬季の感染拡大に備え対策会議を開催し、連携を図っていくことを確認いたしております。

また、保健体制の強化を県に求めよということでございますが、昨年の9月議会でも答弁させていただいておりますが、町と同様、県におきましても行政改革に取り組みされる中で決定されたものでありますので、ご理解賜りたいと思っております。

次に、ワクチン予防接種の町独自の助成制度についてでございますが、全国的な状況は全て把握できてはおりませんけれども、県下では3市、川西市、篠山市、丹波市が妊婦や小児への市独自の助成を実施されていると聞いておりますが、それ以外の市町は、生活保護世帯と市・町民税の非課税世帯の対象者を免除しているという状況であります。本町も、本議会に、生活保護世帯と町民税非課税世帯の対象者を、全額免除する予算額、1,565万8,000円を計上して、2,546人の方に対応することで提案をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、国民健康保険の資格証明書発行世帯には、緊急に保険証を発行するなどの保障する処置を求めるということでありますが、新型インフルエンザの場合、本人の申し出により、短期証の発行を行っております。

次に、福祉施設への休業補償制度についてでございますが、兵庫県の新型インフルエンザ検証委員会の報告では、強毒性インフルエンザの蔓延に備えて、休業命令の法的権限付与や、それに伴う補償制度の整備等を行うよう提言がされ、この提言に基づき、既に、県から国に対して要請が行われているところであります。町におきましても、近隣市町と連携しながら検討してまいりたいと考えております。また、休業補償については、国の休業補償制度や対策を待って、今後の対応を検討してまいります。

次に、後期高齢者医療制度は、現民主党政権において3年後の廃止が発表され、これに

変わる医療保険制度が新設されることとなっておりますが、現時点では、大まかな概要さえ通知されておりません。医療保険制度は、国民生活全体に影響を及ぼすものであり、最も重要な政策課題でもあります。このため、政府においても慎重に、今後の高齢者社会に対応する継続・安定的な制度の構築が望まれます。このような国の制度に関する要望については、単に1町だけで行うものでなくて、県の組織や全国的な自治体関係機関が一体となって要望を行っていくべき問題であるというふうに考えております。このため、本年11月には、全国後期高齢者医療広域連合協議会として要望事項を取りまとめ、厚生労働省の大臣に要望を行っております。

また、現在の制度存続期間において、保険料滞納者に対する保険証の取り上げは行わないこととのございですが、それぞれの所得に応じた保険料が決定をされ、また軽減措置も講じられておりますので、原則、保険料を支払っていただくのが当然であります。いろいろな生活状況によりどうしても保険料支払いが困難な家庭におきましては、十分な説明と理解を求め、そのような事態に陥らないように努めてまいります。

また、75歳以上の高齢者の医療費無料化制度創設を国に求めよということのございですが、先に申し上げましたように3年後には、新しい医療保険制度創設の方針が出されている中で、高齢者全員の医療費無料化は理想ではありますが、現在のような厳しい経済状況と高齢化社会をむかえるもとの、本当にその制度が実現、継続できるのかを、国において十分論議され、考えられると思いますので、その動向を慎重に見守る必要があると考えておりますので、現時点で国に要望するというようなことは、考えておりません。

次に、地域公共交通についてのご質問で、船越線のコミュニティバスの実証運行については、11月1日から10人乗り程度のワゴン車で運行すべく準備を進めておりましたが、台風9号災害に伴い事務手続きに遅れが生じ、従前の路線バス事業者にお問い合わせをしてコミュニティバスとしての運行をいたしております。

利用状況であります。11月1日からの開始であることと、土日、祝日が運休となった以外は、従前の路線バスの運行と同様なことから、特に目立った変化はありません。今後も利用状況について推移を見守ってまいりたいというふうに思います。また、新年度からの運行方法につきましては、本年11月から実施すべく予定しておりました計画どおりに実施をいたしたいと思っております。運行ルート及び便数は、佐用・船越間で土日、祝日を除き1日3便で運行をいたします。

次に、播磨科学公園都市線の実証運行につきましては、本年10月から開始しており、日曜日、祝日を除く1日3便で運行をしております。利用状況は、三日月駅7時20分発、播磨科学公園都市行きで、県立大附属中学校の生徒が3人から4人と通勤者あわせて数人程度に、ご利用をいただいております。また、播磨科学公園都市16時35分発、三日月駅行きにおきましては、3、4人の利用者となっております。その他の便につきましては、利用者が少ない状況であります。

生徒に対する事前のアンケートでは、もう少し利用の意向が多かったわけですが、学期途中での運行開始ということも利用に影響しているのではないかと推測されますので、引き続き状況を見て参りたいというふうに考えております。

次に、さよさよサービスの利用状況であります。今回の制度改正により、小学生1名、中学生1名、64歳1名、計3名の登録がございました。しかし、現在のところ利用には至っておりません。

次に、スクールバス混乗化の利用状況でございます。11月末の利用登録者数は4名で、いずれも佐用中学校の江川線の利用者であります。現在のところ他の路線での申請はございません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） では最初の、消防団の再編と防災対策についてのご回答を受けて、再質問をさせていただきます。

特に、懸念しているのは、その消防団が再編されていない、旧南光の場合、各集落ごとに分団が編成されております。これを、集落をまたがって再編していくということで、今回 8 月 9 日に、災害が起きましたけれど、こうした災害が起きた時に、集落で、これまである場合は、消防団の現地をよく知っている人達が、それぞれ具体的な対応をしていく上で、スムーズにいくのではないかと。これまでの状況からすると。特に、今回、具体的に、当日の消防団からのお話として伺っているの中では、例ですけれども、車椅子の方が、その当日、避難を、公民館にしたいということをして、支所の方に電話をされました。そして、それを受けて、消防団員を派遣し、安全に公民館に避難することができたということをして、後で聞きました。

また、一方、旧佐用町の江川地域の消防団員の方のお話では、川の水位が非常に上がり危険を感じており、その時に、住民から土嚢を用意して欲しいという連絡を受けて、詰め所にも行った。そして、役場に午後 7 時頃聞き合わせをしたところ、役場は、自宅待機をせよというふうに言われたと。実際に出動してくれというのが出たのが、8 時頃だったということで、その時点では、自宅からさえ出る状態ではなかったという、そういうお話があるわけで、この再編と、直接結びつけるのに、ちょっとあれかもしれませんが、こうした状況、現地での、そういった具体的な、いろんな情報なども、汲み上げながら、きちんと指揮命令がされて、そして、一番の住民の命と安全を守っていく、そういうことが、図られることが必要だと思うので、その再編に当たって、こういった懸念に対しては、どのように、具体的な例なども紹介しましたけれども、いかがだったんでしょうか。

特に、今回の、直接町長が、出動を要請したと言われたんですが、それは、時間的には、いつのことだったのか。ちょっと、多岐にわたりましたが、よろしく願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） まず最初のご質問ですけれども、今回の再編につきましては、団員数の減少には考えておりません。ただ、体制的な部分で、分団を統合しながら、その消防力を高めるといって進めております。ですから、また、各集落での消防団員は、現団員が残りますし、当然、水防体制等につきましては、各自治会あるいは、その地域の中で、活動されますので、現在と、その活動については問題ないと考えております。

また、消防団の任務として、その現場で、自分で感じて危険な場合とか、あるいは出動を要するような場合につきましては、自ら率先して、その現場に立ち会い活動をするようになっておりますので、特に、上部、幹部の、当然、指揮をもらわなあかんのんですけれども、そういう危険な状況の立場になれば、当然、消防団員として活動を進めていくようになります。

それから、町長から団長、団長につきましては、当日 5 時に役場の方に来られております。その中で、状況を見ながら、町長から 7 時半に団長に対して招集の方を掛けております。

す。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 現地で、いろいろ、本人さんの思いで活動したらいいということになっているということなんですけれども、そういう状況があっても、出勤することについて、ちゃんと確認を取られた、その時間的な点からいくと、7時半に、既に出動命令をしていたら、8時頃という、そこらへんの30分というのは、大きな、短いようで大きな時間差なんですけれども、その時点で、家に居なさいというような、そういう回答があったと言うのは、事実だと思うんですが、その証言された方からいくと、かみ合わないんですけど、そのへんは、どんな具合だったのか、それは単に、私が紹介する1、2例ではなくて、当局としては、消防団の、そうした、当日の出動のあり方などについては、ずっと調査というか、検証は、具体的に、前から時間も経過しておりますけれども、この間、やられていますか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 消防団につきましては、当然これは、消防団長、またその下の支団、それぞれの指揮の下にですね、町としての要請も含めて、にんえながら活動をしていただいております。で、その消防団長もですね、当然、当日、この本部を設置した時には、おられました。そういう中で、その状況の中で、消防団員の出動ということ、これについては、団長の判断の中で連絡をしていただいたということです。要するに、その時に、だいたい7時半ぐらいには、これ消防団の団員の方にですね、出動を必要であると。状況から見て、団員の出動をお願いしたいということで、団長の方は、それぞれの連絡、また、放送をしていただいたというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 消防団の出動も災害対策本部が設置されて、それを受けてという形になるので、なるんですね。そこも確認しますが。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 特に、災害につきましては、各地域での状況等がありますので、各集落あるいは、自治会長さんの要請によりまして、各巡回あるいは出動等、また、土嚢積み等を行いますので、各地域の中で動かれるようになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 消防団の人は、町の、その災害対策本部の組織からいくと、どんな位置付けになるんですか。ちょっと、もういっぺん確認の意味で伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 位置付け。当然、先ほど、町長が言いましたように、町長からの要請によって出動の場合もありますし、各団長の下に、各支団、4支団ありますけれども、その中で、各地域の状況あるいは集落、分団の状況によって動くようになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 今回の場合は、台風災害で、順次、連絡が県の方から来て、県からの連絡から、非常に、水防指令とか順番にこう、消防団の出動にあたるまでの間に、時間的な経過が随分あるんですけど、その間、対策本部が、私は、また設置されていないから、そういう連絡が、ずっと遅れていたのかなというふうに理解したんですけど、そうではないんですか。その各地域で判断してするという、今回の場合のような場合はですね、雨の降る所が、局地的にありましたから、それぞれ違いがあるんですけど、そのへんは、今後のこともあるので、そういう連絡が、どのように徹底されて、現地で住民の人を、対応ができるというか、消防団の人が動きが取れるということの意味でも、もう一度、改めて、どんなふうになっていたのか。それから、これから、どういうふうにするのかということも合わせて、聞かせてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当然、各地域によりまして、その被害の状況、また、水の出方、それから、各自治会長の下で動かれて、危険箇所の土嚢積みとか、現場現場での、いろんな、その指示事項もありますので、それに基づいて消防団員の方も動くようになります。

当然、これからは、自主防災組織の育成を図る中で、消防団との、当然、現場で動ける方と言いますと、やっぱり消防団が中心になってきますので、それらとの連絡調整、あるいは避難の誘導とか、そこらへんのこと、今後また協議をして、地域防災マニュアル等の中で、明確に示していきたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 現地主義じゃないですが、その町の集約というか、その責任は、出動命令とか、そういうこと、対策本部で、きちんと全体を把握してないんですか。されているんですかね。ちょっと、よく分からなかったの。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当然その現場での動きと言いますのは、刻一刻変わって来ますので、その時点で直ぐ本部に、その連絡が入るかどうかい部分につきましては、後々の連絡になってくると思います。

ただ、その現場で動かれた内容につきましては、分団長とか、それから自治会、あるいはまた、支団の方には伝えられるようになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 佐用町全体を、まとめる佐用町消防団は、それぞれ支団のまとめ役として、それぞれの地域で、どういう状況にあるかということなんかは、きちんと把握されているんじゃないんですかね。その上で、それぞれの対応がどうなっているとか、それは、当然、されてないと非常に問題があるんじゃないかと思うんですけど、その点は、その組織的なことをね、一番ようつかんでおってやから、られると思うので、はい。きちったしたこと言ってください。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 消防の出動体制、これに基づきましては、各、水害の場合とか、火災の場合とか、いろんな災害の状況に応じて、当然、火災等であれば、一斉的にこっちから、出動要請をかけて、団長以下、指揮命令が上から下におりるようになりますけれども、水害等につきましては、その現場、現場の状況が刻一刻と変わって、その場での対応が変わってきますので、それを一括して全体を瞬時に、こっちでまとめるようなことは、現時点では、困難であると思っております。

ただ、各地域の中で、支団長がまとめたり、また分団長の中で、それぞれ指示なり、それから現場の確認等を行うようになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 水防指令とか、その県の方からの、いろんな連絡があった時に、時間的には、4 時代とか、もっと早い時間帯で、そういう連絡が来ているんですけども、

そういう時点では、その情報をつかんでいるっていうのは、支団ではなくって、役場じゃないんですか。そこらへん、どんな連絡になるのかなって、そこが、ちょっと分かりづらいので。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当然、そういう水防指令とか、その気象情報につきましては、順次、各、団長に報告し、団長からまた支団長、それから分団長という形で連絡系統の方は、行っていきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） だから、町から団長に対して、そういう連絡は、一番最初入れたのが、何時なんですか。それ。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 団長の方が役場にいられておるんが、5時ですので、その時点で、連絡の方は入れております。

ただ、その状況を見ながら、今後の、その状況等を協議しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） だから、その時間的な点で、本部が対策が取られたのは7時で、それまでの間に、非常に時間があるんですけど、その間には、一切、県から、いろいろな情報が来ても、町からは、その支団の方には、何の連絡もしてなかったということなんですか。その7時以降は、そういう相談をして、ずっとされたというふうに、今、聞いているんですけど、違うんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 団員の方に、その登録されてる方は、防災佐用のインターネット、メールよっての発信等の情報も入って来ますけれども、町から一括しての、指示の方は、今回の場合、5時以降協議をする中で準備を進めてきましたので、その時点での指示の方はしてありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 途切れ途切れに聞きましたので、そういう県からの連絡があった時間、それから、町が、それを受けて、連絡をした時間、きちんと、そういうのをまとめて、もう時間がね、もう落ち着かれたと思いますから、出して欲しいと思うんですけど、やりとりだけでは時間的に無理なので、お願いします。

それでは、それで本題になるんですけど、各集落ごとの消防団が、現在、ある状況の中で、再編をしていくことで、先ほど言ったような士気が、私は、低下しないかというのが心配、一番心配なんですけれど、そういう点は、十分、再編委員会の中で、検討の中で話し合いは、納得のいく形で進められておりますか。その点も、1番目の質問として確認をしておきたいんですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この消防の再編につきましては、約1年前から再編委員会の方を立ち上げまして、その中で、消防団のあり方、今後のあり方等、合併後、4年目経つことにもなりますし、町全体としてのあり方、それから出発して考えてきております。

その中で、消防団、各、団長を中心に、各支団長、それから各支団の代表の副団長という形で、再編、検討委員会の方を設置して、分団のあり方、あるいは、各分団の団員数等、それから、そこらへんも検討を進めて来ております。

また、その後、特に南光支団につきましては、その後、支団の、南光支団の中で、各集落単位での分団のあり方等を考えていただいた上で、各自治会長の方に、その内容をご示ししながら、また、各集落でも検討いただくという形で、現在まで進んできております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 次に、2項目目の、健康福祉対策の1つ、新型インフルエンザの関係なんですけれど、ピークは過ぎたとはいえ、未だ地域で蔓延している状況があります。で、最初、この新型インフルエンザのあり方については、非常に隔離とか、すごい、鳥インフルエンザの扱いと同じように、厳格な対応をするようにということで、町の要綱なども、非常にすごいものだったんですけど、その後、普通の風邪と同じような対応になっていくという、こうずっと経過があるんですけど、現在の、現時点で、一番新しい時点でいいんですけど、学校とか保育所とか、そういう町の、佐用町でのインフルエンザの実態は、新しいところで、どういう状況になっておりますか。お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校関係について、状況をお話させていただきます。

先ほど、議員の方、おっしゃいましたように初期には、鳥インフルエンザ、非常にこう重度の感染という形での対応をしておりました。ここ 11 月 25 日、新聞紙上でも出ましたように、新型インフルエンザの学級、学年閉鎖についての全県の基準の変更がございました。原則、7 日の学級、学年閉鎖をすることに、以前はなっておりましたが、今、原則 5 日から 7 日ということであります。これにつきましては、早期に回復がなされておるといようなことも含め、また、学校での授業の確保、こういうことも考えられ、そのような基準が示されました。それに基づいて、佐用町でも医師会、それから、各校医さんと連携を取りながら、特に、校医さんの指示を受けながら、学級、学年、学校閉鎖に踏み切っているところです。

丁度、この今日現在は、学級、学年閉鎖はございません。昨日までのところで、4 月から近々までで 46。6 回にわたって、14 校が、それぞれ何らかの形で学級閉鎖、学年閉鎖を繰り返しておるといところでございます。

以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 一般の方は。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 11 月にはね、非常に患者さんも多かったですけれども、12 月に入りまして、報告受けておりますのは、12 月 1 日が成人も含めまして、23 人、12 月 2 日が 14 人、12 月 3 日が 30 人、12 月 4 日が 25 人、12 月 5、6 日で 25 人。これは、成人と小児も含めまして、そういうような状況になっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 患者さんの数は、ドンドンまあ、ピークを過ぎているという実態があるかと思うんですけれど、そういう状況にありますけれど、ワクチン、予防の接種の方は、これからということなんですけれど、その感染抑制のためにということでのワクチン接種なんですけれど、この実態について、先ほど、兵庫県下では、3 市のみ独自の対応がされていることが紹介されておりますけれど、これについては、町の制度としては、検討していただきたいと思うんですけれど、改めて、それについてお伺いすると同時に、国民健康保険証での資格証発行世帯に対して、その保険証の発行は、本人の申し出があれば、短期証を行っているというご回答だったかと思うんですけれど、その本人の申し出とか、そういう実態は、具体的には、保険証の資格証明書の発行数、それから、短期を、その上で発行した数、そこらへん具体的にお願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 先ほど、町長さんの答弁ありましたように、県内では、3市なんですけれども、それ以外については、通常、生活保護世帯と町民税非課税世帯になっておりますので、その方針で対応していきたいというふうに考えております。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 国民健康保険の関係での、その新型インフルエンザについての資格証の発行は、現在ありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 資格証の発行そのものがゼロなので、そしたら、それは必要ないんですかね。それでいいんですね。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） すみません。その新型インフルエンザについての資格証明書から短期証の発行については、現在申請の方はありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 申請がないだけで、その資格証発行はされているんですよね。それを、聞きたいんです。資格証が、どれだけ現在発行されていますかということもお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、どうぞ。

住民課長（木村佳都男君） 資格証明書の発行世帯数は、現在20世帯です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 資格証について、子どもがいる世帯とか、そういうのを優先して、そうではなくて、短期証を発行していくようにということで、対応はされていると思うんですが、資格証発行の中の、20 世帯の中には、その子どもは、高校生とか、そういうのは、子どもの中に入るのかな。ちょっと、そこらへんは、該当者はありませんか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 20 世帯の内、中学生以下の子どもがいる世帯は 3 世帯となっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 現在のところ、その資格証発行で、病気にいうんか、インフルにかかってないから申請がなかったんだと思うんですが、特に、若い子ども、若い人達に流行っていますから、その点、対応としては、町は、これから未だ続くので、対応としては、その本人の申請に基づいてということですが、直ちに、それは、安心して医療にかかれるという対応をしていく必要があると思うんですけど、いかがですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 新型インフルエンザについての診療を受けられる場合は、ただちに、その短期証の方を発行を行って参ります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） あと福祉施設の休業などについては、未だ具体的な例としては、佐用町内では、実態としてはないんですかね。未だ、国の方の検討課題という形で、具体的な対応をせまられるような実態は、今のところありませんか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 先ほど、5 月に兵庫県で発生した時には、強毒性ということで、佐用町におきましても対策本部の中で、保育園とか学校、あるいは介護施設、社会福祉施設等について対応を検討し、介護福祉施設につきましては、町内で発生した場合には、休業

していただくというような体制を組んでおりましたが、佐用町では、強毒性の、その当時のインフルエンザは発生しませんでしたので、対応はありませんでした。また、現在のところ、直ぐにどうするいう対応は考えておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） では、後期高齢者医療制度の関係で伺います。この制度、そのものに対して、これを廃止して、老人保健制度に戻して、際限のない、その値上げとか差別医療から切り離すことがない制度にしていこうということで、されるべきだと思うんですけど、その点、県の広域連合に出られている町長として、この後期高齢者医療制度に対しては、どういう考えを持っておられますか。国の方でやられることだからということで、特に、ご回答としては、その私の要望に対しては、答えがなかったかと思うので、改めて、後期高齢者医療制度に対しての、いろいろ問題点など、どんなふうに考えておられますか。問題点ないと思っておられるのかどうか伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） この医療費をですね、国民全体が、どのように、今後負担をしていくのかという、非常に大きな、その今後、日本の、この非常に高齢化が進む中での、この社会の中でのですね、問題だと、課題だというふうに思っておりますし、そういう意味で、いろいろと、こういう制度が検討されて、実施をされているということで、これまでの老人保健と後期高齢者医療保険、確かに、年齢で分けたというところはありますけれども、私は、まあ、やはり国民が、それぞれが、この医療費を負担をしていくという制度の中です。今回の後期高齢者医療保険も見直しができるということが決定されておりますけれども、じゃあ、全く必要ないかということになりますと、当然、この制度は必要な、こういう制度は必要な制度でありますし、また、医療費の無料化と言ってもですね、これを無料にした場合に、じゃあ、その誰が後負担をしていくかということになりますと、この若い世代が、これを全部負担していくということ自体は、これは、もっと若い世代に、大きな、今度負担等が生じます。そういうことから、今後ね、これに替わる制度というのは、当然、一番問題になるのは、この医療費の負担をどうするかということです。そこで、大きな違いが出てくるのかどうか。その平岡議員が言われるように、75 歳以上、全員無料化ということにできれば、それは、日本の国、社会として、それを維持ができて、今後とも維持ができるのであればですね、私は、それは、理想の社会かもしれませんが、それが、維持できなくて、若い人達ばかりに負担がかかってくるような社会になった時に、じゃあ、その負担をどうするんかということ、きちっとやっぱし国が責任を持って、この考えていただかなければならないというふうに思っております。

ですから、この制度が、老人保健、今回制度も、今実際には、浸透してですね、一応、後期高齢者、保険制度としての運用は、今、できているわけなんで、当然、これからまた、それ以上に混乱をしないようですね、今以上に、きちっとできる、制度が理解できて、継続して、維持ができるような、当然、制度にしていいただかなければならないということ、私は、国に、お願い、望みたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） はい、この後期高齢者医療制度は、その保険料の見直しが2年ごとに行われるということで、来年には、その見直しがされる。今の保険料から少なくとも、単身の世帯で、これ新聞で紹介されていたんですけど、約1万円、夫婦世帯の場合は、1万2,000円、年間引き上げになる。まあ、保険料から、年金から天引されるということなんですけれど、そういう試算があるという紹介がされていました。少なくとも、兵庫県  
の広域、私達、佐用町の方が加入される広域の中でも、この見直しの中で保険料が引き上げられていく、そういう仕組みになっているわけですから、下がることはないんですが、そういう提案がされた時、町長は、どういう態度を取ろうと考えられておりますか。お聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 引き上げがされるということは、それだけ医療費が伸びているということですよ。ですから、その医療費を、誰が、どのような形で負担をしていくのかという中でね、少なくとも、先ほど言いましたように、国民全体の中での、これを負担をしていかなければ、余所から、誰かが負担をしてくれるわけではない。国と言っても、やっぱり、それは最終的には、国民一人一人の負担ということです。そういう中で、この保険制度を維持していくのにですね、必要な財源、お金をですね、やっぱり皆が、国がと言っても、税金、そして直接、被保険者、その割合で負担をしていくということの制度を維持していく上では、必要であれば、その引き上げというものは、これは認めて、皆が負担をしていかなければ、維持ができないということになるかと思えますから、引き上げをせずに反対してですね、じゃあ、その後、誰かが負担をしてくれることが、財源が、きちっとあるんでしたら、私は、そのように、考えたいと思えますけれども、その後の財源がないのに、ただ、引き上げだけを反対であるということでは、非常に無責任な考え方ではないかなというふうに思いますけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 高齢者、お年寄りの医療費無料化、これは既に、かつて行われていたものが、ドンドンドンドン、一部負担があり、そして制度として、今回は、75歳以上の人を別枠にしていくという、そういう政治が悪くなっているわけで、高齢者の、財源を理由にしてね、高齢者の医療費から、まず削っていくという、こういうやり方そのものに対して、未来は感じられないわけで、日本だけではなくて、先進国では、窓口負担ゼロというのを、当然の実態があります。

それで、子どもと、それから高齢者に対しての医療費は、国の責任として、制度として無料化していくという方向が大きな流れなわけなので、そういう状況があるということも

踏まえて、また、先ほどの関係については、宿題として、おきます。

議長（山田弘治君） はい、4分です。

18番（平岡きぬ糸君） 3番目、最後の地域公共交通について、先ほどのご回答で、ちょっとまあ、試運転されてから、11月からですから、丸々1ヵ月しか経過していないんですけど、これの乗車状況を見て、これから運営していく上で課題。それから、これに対して、公共交通の計画を策定する時には、策定委員会が計画を作る上で、会議が持たれたんですけど、実際に運行されて、いろんな課題に対して、それをどのように前向きにしていこうかという、そういう会議というのは、どんなふうに、これ予定されていますか。来年の春に向けての取り組みについて、よろしく、もう一度お願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 地域公共交通の、その関係でございますが、特にまあ、乗車状況ということで、先ほどまあ町長の答弁の中でも申し上げたわけでございますけれども、今後におきましては、現在運行しております乗車状況、そういったことをですね、踏まえまして、年度終わりにはですね、そういった結果がですね、出て参りますので、それを踏まえまして、公共交通会議で、更にまあ、どういった運営をしていくかというふうなことで、検討して参りたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） ということは、その年度末に結果が出るので、会議そのものは、もっと後になるということなんですね。そうですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） やはり、行政は、年度ということで、それぞれの実績を把握することといたしておりますので、3月末のデータをもってですね、やはり分析ということになってこようかというふうに思います。従いまして、まとめた後ですね、新年度において、21年度においてどうであったかというふうなことをですね、検討して参りたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） あの、まあ、新しい、さよさよにしても、登録そのものはあつたけ

れども、利用が全くないとか、そういう、これからでしょうけれども、そういった実態の中で、3月末をもって、そのデータということで、その間は、特に会議も持たないし、何もしないということなんですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 現在はですね、やはり、そういった運行状況によりまして、どういった利用があるかというものを見極めている最中でございます。やはり、年度末をもってですね、データを集計をして把握をしまいたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 船越佐用線を利用されている方の声としてですね、この佐用の駅前通りにありますウエスト神姫バスのバスターミナルもシャッターが下りました。で、待合室も使えないということで、そういう不便になっている具体的な声なんかを、是非利用されている人の声が、生で、ちゃんと、その会議の中にも反映できるように、大きなアンケートだけではなくて、利用者から聞けるように、よろしくお願いします。

議長（山田弘治君） はい、時間が来ました。はい、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。暫時休憩をいたします。この時計で、10時50分をお願いします。  
ああ、それから、今から、ちょっと議運を開きますので、議運のメンバーの方は、ちょっとこっこの応接室の方へ、ちょっと異動を願います。

午前10時30分 休憩

-----  
午前10時58分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。  
続いて、6番、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は3点。

まず1点目に、学校給食の充実を統合撤回の立場から求めます。学校給食は2008年の学校給食法の改定により、給食の中心的役割を栄養改善から食育に移し、栄養教諭の食育における指導的役割を明確にしました。その教育内容は、栄養・健康・正しい食習慣の形成、社会性の涵養、食の安全や食料の生産・流通・消費等について学ぶことです。

大きな枠組みで見れば、給食は食の提供から食の教育の場へと重心を移しています。従来にもまして学校給食を生きた教材・教科書として食教育を充実させることが学校給食の今日的な意義であります。そこで伺います。

- 1、食育基本計画の中にもある地産地消の拡大をどう推進するのか。
- 2、食材の安全性の確保をどう図るのか。

給食費の助成をするべきではないか。

大きな2点目に、にしはりま環境事務組合、施設建設の入札は厳格に求めて質問いたします。政府においても地方自治体においても入札の目的は、公平に契約先を選ぶことであり、公平性を保つため、契約に際して客観的な基準に照らして企業を選び取引を行うことが必要です。

そこで、にしはりま環境事務組合で進めている熱回収施設・リサイクル施設建設工事は、昨年10月、今年7月と2回続けて入札を取り消しており、再入札では1者では入札の競争性がないという理由で入札を取り消した状況となんら変わっていないとして再々入札に向けて事務を進めています。

そこで1、1者しか応札者が残らない状況をどう分析しているのか。

2、入札を厳格に行う対策をどうとるのか。

3点目、明尾橋、岩崎橋の抜本的改修を求めてお伺いします。8月の豪雨により志文川に架かる明尾橋・岩崎橋は欄干が一部流失、破損しており、明尾橋については16年の台風で全て欄干が流失し簡易な補修がなされていきました。また、岩崎橋付近には今回の豪雨で志文川からの越流により、三日月地域でただ1戸の半壊被害を被った住宅があります。

県道千種新宮線の岩崎橋付近を含む真宗地内1.45キロは、西播磨くらしの道整備事業に上げられていた経緯があり、昨年9月の一般質問で町長はこの県道整備を県に強く要望すると答えられています。

明尾橋、岩崎橋の嵩上げ・拡幅を県道拡幅と合わせて早急に行うべきではないか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長（山田弘治君） 町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校給食の問題のご質問で、地産地消の拡大をどう推進するかとのことですが、ご承知のように、米は全て佐用米を、現在使用しております。また、各給食施設におきましては、季節野菜や豆腐、こんにゃく、味噌、ネギなど限られた食材ですが100パーセント近く地元産の物を使用しており、特産品は市販品と比較すると価格が高くつく物もありますが、できる限り地元産の安全で新鮮な食材を使用する努力をいたしております。

今後は、来年9月の給食センターの稼働にあわせ、給食運営委員会で、食材品目ごとの年間使用量や、仕入先の取引額などの資料を基に、関係機関の協力を得ながら、生産者グループの登録や地元小売店の理解や協力を得るための調整など、地元産食材供給の仕組みを協議検討しているところであります。

次に、食材の安全性の確保をどう図るのかとのことですが、主に国内産、県内産を使用しており、加工品等につきましても調味料の産地なども調査し、明記してあるものを仕入れるようにしておりますが、コーンやグリーンピースなど少量ですが、輸入品も使用をしております。また、新たな給食食材供給体制を整えるなかで、地元産野菜などの仕入れにつきましましては、農薬や添加物などについて農業改良普及センターや農協から指導をいただくことを前提とした生産者登録をしていかなければならないと考えております。

次に、給食費の助成をするべきではないかとのことですが、現在、生活困窮により給食費が払えない場合、審査はございますが、就学援助により給食費の実費支給の制度もあります。また、本町の給食費は、他の市町と比較して特に高額とは思っておりませ

ん。また、給食費は、全て食材料費でありまして、人件費、光熱費等は、公費で負担をしておりますので、現在のところ、給食費の助成は考えておりません。

次に、にしはりま環境事務組合の施設建設の入札について、1者しか応札者が残らない状況をどう分析しているかということについてであります。地方自治体の廃棄物処理施設等の発注において、事業者は業務に必要な高度な専門的知識が必要であり、組織の合理化の中での技術者の確保や、他の業務と比べた利益率を勘案するなどの理由により応募件数を選択している状況だと考えております。

更に、最近の経済情勢等を反映し、特に、ごみ処理施設の一般競争入札に際しては、性能発注という発注方式によるため、入札参加自体に多額の経費が必要となるなど、応募自体に各メーカーは慎重になっており、また、メーカー数にも限りがある中で、近年、一般競争入札の応募者数の減少につながっているものと考えられます。

次に、入札を厳格に行う対策をどうとるかということについてであります。この施設の入札につきましては、広く公募する一般競争入札方式により実施しており、予定価格、最低制限価格、また、応募者数、応募社名とも公表せず、入札価格による競争により発注することといたしております。

また、入札参加資格の実績要件の緩和などにより、小さな規模実績のメーカーまで拡大するなど、参加対象の拡大を図っており、さらに、入札公告の周知の方法として、業界紙2社への掲載と、組合ホームページに掲載に加え、構成市町のホームページからも、本組合の入札情報に連携できるよう配慮するなど、広く応募者への周知を図り、多数の応募を目指しているところであります。なお、現在は、3回目の入札執行中でありまして、現在の状況、これらの詳細な内容につきましては、この場での答弁は差し控えさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、明尾橋、岩崎橋の嵩上げ・拡幅を県道拡幅に合わせて早急に行うべきではないかのご質問でございますが、兵庫県においては、平成20年から平成30年度を前期5年、後期5年に分け道路・河川など社会基盤の整備を進める上での基本的な方向性を示す西播磨地域社会基盤整備プログラムを策定をされております。ご質問の県道千種新宮線に架かる明尾橋及び岩崎橋付近の道路拡幅計画につきましては、昨年度改訂された同プログラムにおいて、兵庫県の進める新行財政構造改革推進方策を踏まえ、残念ながら未掲載及び当面事業着手を見合わせる箇所としての位置づけとなっております。しかし、光都土木事務所といたしましては、路線の重要性と改良の必要性を十分に認識をしていただいております。前期には未掲載であっても、後期には状況の変化に応じて見直すという方針も聞かせていただいております。そのため、私も旧三日月地区と宍粟市とを繋ぐ唯一の県道としての重要性も十分認識しておりますので、あらゆる機会に本県道路線の必要性を訴えております。現段階では、県の計画が未定でありますので、ご質問の2橋の抜本的改修を町が先行して行うことは、将来の県道改良に不経済・不都合が生ずるというふうに思っておりますので、県道の改良に合わせて考えざるを得ないと思っております。しかし、今後とも、少しでも早く着手ができるように、続けて、要望活動をしていくことはもとより、当面は、現状を少しでも安全に利用していただくよう一部改良事業で対応させていただきたいと考えております。

なお、岩崎橋につきましては、本年度一部改良事業実施の予算手立てをいたしてはりましたが、災害復旧事業に優先的に取り組ませていただくことのご了解をいただきまして、来年度で対応ということにさせていただいております。

また、明尾橋につきましては、今回の災害で被災しました高欄の補修の手立てを、既に発注をいたしておりますのでご承知ください。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 学校給食について伺いますが、町長の答弁の中でもあったんですけど、その各品目ごとの、今の現状ですね。給食センターで地元産の食材が、どれぐらい今、入っているのでしょうか。現状、皆、資料として、来年度、それを検討材料として、町長が検討するということでしたけれども、現状では、各給食センターの地元産の食材の割合は、どんなものでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 県の方で、国の方で、こう調査しておりますのは、年に2回、1週間の品目ごとの点数によって、地産、地元産の食材のパーセントが出されております。今現在、その計算でいきますと、本町の場合は、15、6パーセントの地元産ということになります。

ただ、野菜等につきましては、年間40トン余りを使用しております。で、お米につきましては、25トン程度使っております。で、量とか、物につきましては、かなり地元の物を使っているということが、ウエイトがあがってきますが、そうした計算では出しておりませんが、今、先ほど申しましたように、品目につきましては、地元産は、特産品に関する、こんにゃくとか、味噌、豆腐等でございます。主に使用してある、地元産を使っておりますのが、季節野菜と言われます。白菜、大根、そうした、じゃがいも、玉ねぎ、そうした物を、季節によっては、100パーセント近く、はっきり100パーセント使っているというセンターもございます。

で、中々、地元産が安いとは限りませんし、北海道のように大量生産している所の方が価格が安いということもありまして、中々、給食費の調整の中で、どうしても国内産であっても、県外産を使用する場合が出てきております。

で、具体的に、数字的にキ口数で、佐用町の食材を、いくら使っているかということは、私の方では、ちょっと、今、整理しておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 全体的に、佐用町全体としてはね、今、言われたように、15パーセントか16パーセント。そやけども、厚労省の方針でも、全体的には、その数値、20パーセントに上げるとかいう、その目標数値はあるんですけども、担当課として、つかんでおられる数値としては、各給食センターに、今言われた、品目ごと、じゃがいもが何ぼとか、白菜がなんぼとか、それは、地元産、どれぐらいの割合でしているかというのは、資料としては、今、つかんでおられるんですか。今、ここにないとしても。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 申しわけございません。そこまで、今、現段階では、数としては、数字としては、つかんでおりません。

〔金谷君「ないんやね」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それが基本であって、今、町長が、最初に言われたようにね、それを踏まえて、資料として、その流通業者なり生産者なりと協議していくことですから、それが、基本的な資料としては、当然、今、あるべきやと思うんですけども。

前回の9月の質問で、私は、群馬県の高崎市の例を、ちょっと挙げたんですけども、高崎市について、その研究はされましたでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） すいません。高崎市のことは、研究しておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 具体的に、その例として、また、今回も、こういうふうな問題取り上げて、その、進んでいる取り組みを紹介したわけですから、やっぱり、それを町として、地産地消に取り込む上で、研究していくべきだと、私思うんですけども。

それから、統合によってね、その栄養教諭の指導的役割は、これ今、各町、旧地区ごとにありますけれども、栄養教諭の指導的役割は、この統合によって、どうなるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今現在は、4人配置しております。で、統合しますと、県の基準では、1,500人以下の場合には1名配置ということになっております。今現在、小中学校並びに三土中学校含めまして、1,500人を切るか切らないかという微妙なところです。来年度に向けましては、先ほども言いましたように、1名ということになりますので、基本的に言えばね。それをできるだけ2名配置をお願いしたいということで、今、県教委に具申、お願いをしておるところであります。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、そうなんです。人数的な基準としては、そうなんですけれども、栄養教諭の、その教育的な役割としてね、最初の質問の見出し項目であげましたように、それが、その佐用町、各校、小中学校の、その学校ごとに、どういうふうな役割、その給食センター1本なら。また、基準としては1人、微妙なところやと言われましたけれども、2人にしても、その栄養教諭は、各小中学校で、どういうふうな指導を実際にできるか。また、されようとしているんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 栄養教諭を配置していただいたのは、今年で、今、3年目になっておると思います。

で、今、当初は、1人、2人でありましたけれども、今は、4人が全て栄養教諭という形で配置していただいておりますけれども、栄養教諭が食育の要であるという捉え方をして、栄養教諭が全て、子ども達の食育に100パーセントかかわるのではないと。やっぱり、各学校が、それぞれ校長を中心にして、それぞれの学校で食育を推進していくという中で、栄養教諭は、その中心的な、指導的な立場になると。そういうことを、ひとつ頭に置いております。

なお、給食の時間だけが食育指導ではありませんので、いろんな、例えば、家庭科の時間だとか、それから体育の時間だとか、いろんなその、特別活動の時間だとか、全ての教育活動の中での食育指導、こういうことですので、全ての職員が、食育に関して指導の力をつけていって欲しいと、そういう願いで、今、各学校では、ここ2年ほどかかりまして、食育の全体指導計画、これを作って、取り組みをしているところです。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 地産地消を進める上で、その実際作る人がいないと駄目だと思うんですけれども、今、三日月小学校に入れている、三日月の給食センターに入れている、味わいの里を通して入れてますけれども、味わいの里の問題点を聞きますとね、作る方が高齢化になって、中々、味わいの里に持って来ること自体も、中々難しいとあるんですけれども、生産者を確保する上で、これは、農林課長かと思うんですけれども、生産者確保する上で、その方策というのは、これは課題だと思うんですけれども、どういうふうに取り扱ってますかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 振興課長。農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今でもですね、農作物を、安心・安全の農作物をですね、直売所なり等でお出される方、高齢化してます。中々、後継者がいないというのは、今、現状であります。

学校給食を始めるのに当たって、地産地消の部分を考えますとですね、そういう必要な食材についてはですね、個々で作るというよりも、そういう組織化したグループを作りますとですね、そういう中から学校給食に食材として供給し、また、それをですね、永続的に続けるためにも、そういう組織があって、そういう所の全体からですね、後継者を育成していくということもですね、必要だろうかというふうに思います。これは、西播磨県民局、農林水産振興事務所ともですね、地産地消に向けて、いろいろな取り組みをさせていただいております。県民局においてですね、西はりま食の達人制度とかですね、安心・安全ブランドとかですね、そういうものを銘打ってですね、そういう安心した野菜を、消費者に提供すると。その生産をしている中でですね、学校給食に必要とする食材があればですね、学校給食の方へ提供をさせていただく。また、これにはですね、安定した供給も必要になってきますので、個々で自由に作っているということでは、中々難しいというふうに考えておりますので、そのへん、いろいろ問題点はあるかと思えますけれども、教育委員会とも協議をしながら、9月の議会でもご答弁させていただいたりですね、教育委員会とも協議しながらですね、体制が作れるようにですね、取り組んでいきたいというふうには思ってます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 県の方としても、地産地消は進めている、そういう組織づくりも県の方でも進んでいるし、町でも、今まで、味わいの里でしたら、野菜部会とかハウス部会とか、それぞれ品目ごとの部会も作って、そのつくり方の研修とかもして、やられているわけですが、それでも、中々、後継者が育たないと。その、私がもう、作っている方がね、高齢で止めたら、もうあと継ぐ者がおらん。軽トラックで、持って行くすら、ことできないような、なるような状況で、今まで、そういう対策もとってこられたんですけども、中々、それが、実を結んでいないという状況があるんでね、それを、地産地消を、そのままするんだということを、町の方としても捉えていただいて、それでしたら、どうするんか。今までの政策をやっているということは、その県としてもね、あるんですけども、やっぱりもっと踏み込んだ対策が必要だと思うんですけども、今まで、継続してやっている方ということじゃなしに、ここで、また改めた、その政策、後継者づくりであり、生産者を増やしていく政策が、もっといると思うんですけども、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 中々、後継者がいないというね、高齢化になったんもあるでしょうけれども、やっぱり、生産性が伴い、収入に結びつかない。安定したですね、収入が得られないということも1つの問題点だろうというふうに思います。

そういう中で、先ほど言いましたように、組織の中でですね、後継者を作っていく、ま

た、そういう人達がですね、指導者になってですね、そういう希望者があれば、新規就農とかですね、そういうことも全体的に含めてのですね、後継者づくりということはですね、やっていかなければならないというふうには、思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 給食費の補助なんですけれども、これは、保護者の方に、直接、保護を、助成するのではなくてね、先ほども言われましたように、地元で作る物は、高い場合もあるんですね。ですから、その味わいの里なんかにしても品目によっては、給食センターに、卸すよりも、食材として提供するよりも、市場なり他で売った方が高いいう場合がありますから、地元の物を、中々、その給食として入らないいうことがあるんで、その部分で、地元産を給食センターが買う場合は、市場との価格差ぐらいは助成したら、地元産も使うということになると思うんですけれども、その点は、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、農林振興課長が話したようにですね、どうしても生産性が、非常に低いというよりか、使用量が少ない。そのために、生産量も少ない。ですから、中々、収入に、中々結びつかない。そういうことでの後継者が育たない。そういう悪循環になっていると思います。

ただ、まあ、今回給食の場合もですね、特に、センター化をして、できるだけ、そういう地産地消を進める。そして、地産地消というのは、ただ、地元産を使うだけではなくって、今、お話のようにですね、地域の農業の後継者を、できれば、その少しでも、この中でね、育成したり、また、そういう農業に対して、意欲を持ってやっていただけるような、そういう、その方を、これも一緒に、これも応援したいと。そういうことになれば、一番いいというふうに思ってます。ただ、学校給食も食材費というのは、父兄の方の、当然負担になっていますから、地元産がいくらいいから、いくらでも高い物使うというわけにはいかないんですね。

そういう中で、今、お話の、そちら、どういうふうに、そこをバランス、調整をとっていか。地域で作っていただく。しかし、その価格を少しでも給食費を抑える。そういうことを、町としては、当然、一緒に考えていかなきゃいけない課題だと思えます。

まあ、これまでも、お米のですね、この町内産の米を使うという、地元産の米を使うという点について、価格差を援助してきた。補助してきたというようなことは、現在、これまででも、やってきております。まあ、それが、じゃあ、ほんなら、全て町が、そういう、そのいくら高くても、その差を補助していくんだということが、前提になってしまうとですね、また、そこに、いろんな面での努力というものがなくなってしまっは困りますし、町としても、財政的にも、これ当然負担をしなきゃいけないことですから、今のご意見、今後、今、給食の食材と生産者グループとのですね、供給していただく方の確保、そういうことも含めて、今から、話、協議をさしていただかなきゃいけませんのでね、まあ、皆様のご意見、いくらぐらいなコストで、実際安定して1年間、こういうものが供給していただけるのかどうか。そういうことの中で、どうしても、そういう問題が必要で

あれば、当然、町としてもですね、協議は、検討はしていかなきゃいけない課題だというふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 次に、にしはりま環境事務組合のごみ施設について伺いますけれども、全国的な業者数としてはね、そのごみの処理プラント業者というのは、どんだけ全国的にはね、あると、町長、つかんでおられますか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） メーカーですか。

〔金谷君「メーカー」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 実際に、最近ね、そういう発注受けて、メーカーが作られている、納入されているメーカー、そのへんは、9社ぐらいではなかったかと思うんですけどもね。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） えっとね、ごみ処理施設の著書、ダイオキシンの法規制と対策という著書があるんで、その中で、ごみ処理メーカーはね、23社。だいたい大きく分けますとね、今までの鉄鋼業者、それから重工業者、それから造船業者、造船、船造る場合のエンジンの、そういうメーカー。だいたい3つに、メーカー分けて、それぐらいの3つに分かれるんですけども、だいたい23社。まあ、町長、10社ぐらいと言われましたけれども、23社。全国的にですよ。その中で、そのだいたい、そのパイ自体が、ごみ処理の処理するパイ自体が小さくて、メーカー自体も、そんなに全国的には、多いことではないんですね。ですから、その中で、競争をやるとなれば、中々、その業者数が応札が少ない。先ほど、言われましたけれども、それだけじゃなしに、元々、その業者の中でも少ないということもあると思うんですよ。その点は、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その、どういうデータで、今、23社。確かに、一時ですね、そういう、その機械メーカー、造船メーカー、鉄鋼メーカー、そういうところがですね、相当、このごみ処理の、こういうプラント事業にですね、参入をして、いろいろな方式を

打ち出してですね、受注活動され、実際、建設されてきたという経緯はあります。

そういう中で、最近はその大きなメーカーであってもですね、こういう、その環境事業とって、このごみ処理事業からですね、基本的には、撤退をする所が増えております。

ただ、そのメーカーとしての責任で、全て撤退というわけにはいかないんですよ。やっぱり、造った物を、補修、維持管理、補修作業をしていかなきゃいけないという点もありますのでね、全て事業を止めたということではない。ただ、新しい受注については、非常にまあ、各メーカーとも慎重にと。それから、まあ、基本的には、もう新しい受注はしない。そういう所があるというふうに聞いております。まあ、そういう中で、確かに、ごみ処理の、こういうプラント事業というのは、非常に技術的にも高い技術を要しますし、メーカー、技術を要するという事は、たくさんの技術社員、技術職員がいなくてできませんし、また、後々、その結果においてですね、大きな責任を背負っていかなくちゃいけない。そういう観点から、その企業の活動としてですね、ごみ処理プラント施設の、この事業というのは、いわゆる市場の中での、あまり魅力のない事業になってきてしまっているという点があるというふうに分析をされておまして、そういう中で、元々、少ないメーカーですし、それから、全国の施設と言っても、やはり、車のように、何百台単位で売れるものでもない。1回造れば、何十年というもので、一生使っていくものですから、次々に、次の受注が見込めるわけではない。そういうことで、職員を常に、そういう体制を整えていくというのは、メーカーとしても、非常にまあ、コストがかかるばかりで、非常に大きなコストがかかるということで、非常に難しいということで、メーカー数が非常に減ってきているということです。だと思ってます。

その中で、こういう応募、募集をかけてもですね、中々、その以前のように、4、5年前であれば、もう数社がですね、必ず応募があったものがね、最近、全国的に見ても、非常に応募、それに応えるメーカーが、少なくなってきているのは、このにしはりまの事務組合だけの事業ではなくって、全国の今の状況でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 再入札に当たって、要件を緩和されたいということがありましたけれども、その中で、発電の実績を緩和されたいことがあるんですけども、国からの交付金を受ける場合に、その発電ということについては、今、国の方針としては、ずっと変わってきて、当初は、300トンとか100トンとか、そういうのがあったんですけども、今現在ね、発電施設については、交付金の要件は、どんなものでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 結局、発電施設だけではなくって、要するに、熱回収率ですね、そういう、その今のごみ施設につきましては、環境問題から、そのエネルギーの消費というものをですね、熱回収というものをクリアしていかなくちゃいけない。そういう点から、発電が、1つの、そういうエネルギーを活用して、熱を回収していく手段としてね、選ばれているわけです。それが、まあ一番、またエネルギー回収した上でのエネルギーとして、使いやすいという点があるわけですね。

そういう中で、ただ、それも効率の問題があって、100トン以上ぐらいにならないと、中々まあ、効率的な回収ができないと。発電ができないという点があって、今回、にしまり事務組合のは、100トンを切る89トン。このへんは、ある意味では、メーカーとしても、非常に技術的にも難しい、そのレベルだというふうに専門家からも聞いております。ですから、そこは、それをね、やっぱりクリアできる、経験のあるメーカーが、当然まあ、必要であるし、メーカーとしても、それを造る、受注する以上は、それだけの経験は必要だということでの、それは、メーカーとしての責任としてですね、そういう点は、当然、募集、応募してくる上でも考えられることだというふうに思っておりますけれども、ただまあ、今回、最初の、そういう経験というものを緩和してですね、発電のなくても、発電は、発電で、他の、そういう技術を持った所と一緒に事業をね、やればできるわけなんですけれども、まあ、そういうことで、緩和を、条件を緩和をしたんですけれども、中々まあ、それに応えられるようなメーカーが出て来てないというのが現状だと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その発電施設の緩和されたという背景としてね、あんまり、そのごみを無理やり効率的に、回収するためにいうことで、循環させる、そのエネルギーの循環いうことで、その発電を、あんまり重きに置くとね、他の施設では、その本末転倒の話で、発電効率が悪いから、ごみをたくさん集めてやりましょうと。むしろごみが足りない。ごみの減量に逆行するようなね、状況が、そのガス化溶解炉、国が進めた時ではね、そういうことが状況もあったんです。ですから、発電施設について、やっぱり発電して、そのエネルギーを回収する、それに重きを置くべきではないと思うんですけれども、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、これは、いろいろと専門家委員会、専門家の、その技術委員会においてもですね、検討をいただいたところです。で、別に、発電に重きを置いているわけではないんですけれども、しかし、熱回収率をですね、やっぱり達成していこうとすればですね、発電が、一番有効であると。その後のエネルギーを使いやすいということ。そういうことで、この量的に発電をして、その電力を売ってですね、経費を削減するとかというようなことでは、全然ないんでね。そういう意味で、自分の、その施設の中で使用する、利用する電力を賄うということですので、無理にですね、その今、いわゆる発電をするために、ごみを集めたり、また補助燃料を使ったりですね、そういうことをしてまで、する必要性は、当然ないと思いますし、要するに、施設としては、当然、発電施設をつくる。それは、維持して、稼働は、当然していく上では、その中で、可能な範囲内の、当然効率的な稼働をしていくという、それによって、少しでも電力の削減を図っていくと。エネルギーのですね、そういう考え方で、一応、取り組んでいるのが、現状です。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それでしたらね、ガス化溶融炉ではなしに、ストーカ炉になりましたから。ストーカ炉について、発電の施設、あんまり熱回収にも重きを置かないということであればね、従来のストーカ炉ということになれば、その業者的にも、もっと増えてもいいと思うんです。先ほど、あまり、多額のお金、入札自体に、多額のお金がかかるとか、そのあんまり儲からない事業やと、ごみ処理の事業がね、いうことがありましたけれども、やっぱりメーカーとしてはあるんで、その技術的にも、ガス化溶融炉ほど難しい、専門的な技術がいるわけではない。安定した、ストーカ炉ですから、業者は、もっと応札してもいいと思うんですけれども、その点は、やっぱりどうですかね。今までのことから言えば、従来のストーカ炉、もっと応札業者が増えてもいいと思うんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、中々、各それぞれのメーカーのね、その事情まで、私が深く分かるわけではないんで、そういう判断は、判断言いますか、評価はできないんですけれども、まあ、確かに、ガス化溶融炉と比べればですね、これまで、各そういうプラント、ごみ処理のプラントにかかわってきたメーカーさんも、ストーカというのは、一番まあ、オーソドックスな、今まで長年の経験のある施設ですね。ただ、そうは言っても、ストーカにおいてもね、いろんな環境基準というものを、当然クリアをしてもらわなきゃいけません。環境評価というのを最初出してますしね、それを、かなりレベルの高い物を要求しております。そういう中で、メーカーとしても、それに応える仕様書等をメーカーが作って、入札に参加すると。そういう、その入札に参加する自体がですね、まあ、メーカーさんに、実際に、どれぐらいかかっているのかわかりませんが、人件費や職員の、そのいろんな経費を見ると、そういう1つの入札に2、3,000万ぐらいはかかるということは、言われております。ですから、一般的な、ただ、価格だけで応札をすると。一般的な見積りだけでして、応札をするというようなですね、そういう土木事業のような、この入札参加ではなくてですね、こちらの組合の求めに応じた、性能仕様書に基づいたメーカーの、その仕様書というものを作らなければならない。そういう技術的な職員というものがね、中々、先ほど、話のように、次々と、たくさんの施設が、全国的に計画をされて、あるわけではないんで、メーカーとしては、常に、そういう職員を抱えて、社員として抱えていくのは、非常に経費的にも難しいという点もあるというふうに聞いていますね。そういうことで、限られる、もう、今、各メーカーさんの、やっぱり見ますと、どこにでも入札に参加するのではなくって、一番まあ、自分とかが得意な部分や、また、入札、地域性、そういうところを勘案して、限定して、選択をして入札に参加しているというのが、現状のような感じがいたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、入札で、一般競争入札が、一番、それでやられるというので、それ、一般競争入札しても、応札業者が少ないということになればね、そのだいたいメー

カー、少ない、メーカーですから、その中で、ある程度、他の業者が、どういうことしているのか、だいたい分かってくると思うんですけども、その中で、第三者委員会を設置して、それが、ほんまに、性能的には、技術小委員会なりで、それが妥当なものであるかのことはできるんですけども、入札そのものにおいてね、価格が妥当か、その運営がちゃんとできるんかというのは、第三者委員会の設置はするべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、組合ですね、それを、性能、組合としての求める性能を、発注をするために、また、そういう価格とか、そういうものも、組合の方ですね、算定をしていかなきゃいけない。そういう中で、コンサルを委託をしてですね、そして、そういう業務にあたらせておりますし、それには、各、同じようなプラントの受注実績とか、そういう価格、そういうものも、調査をさせておりますし、こちら側で、当然責任を持って、予定価格というものも、算定をしなきゃいけないと。その範囲、通常のね、後は入札になりますから、その範囲内であれば、当然、後、それを検証して、発注をしていくという形になりますから、今、第三者委員会と言われますけれども、そういう、その別の組織を作って、何か調査をするとか、検証をするということは、これは、必要はないと。当然、そのことをやるのが、管理者が、最終的に決定しますけれども、今の事務局、または、業者、委託業者、コンサルですね、そことこの中の、きちとした責任の中でやっていかなきゃいけない業務ではないかなと思ってますけれどもね。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、町長言われるのはね、建前としては、その組合の職員なり、それから町長なりが（聴取不能）。それから議会もある。そこでチェックできるということもあるんですけども、その入札制度導入、制度導入を機能させるためとしてね、地方自治法施行令第167条の10の2第4項、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。まあ、これは、これに則って技術小委員会なんかも設置されている第三者委員会なんですけれども、それとは、また別にね、その専門性、客観性を持っている、まあ専門性があるから、技術小委員会なんかも設置して、委員さんもあるわけですけども、客観性という面ではね、それが、どういうふうに、それが客観性が担保されるのか。その、組合が、例えば、行政側であったり、それから業者側であったりということがあるんですけども、それを、どういうふうに客観性、公平性を、その技術小委員会、あるいは専門家、第三者委員会の中で担保していくんか。まあ、職員が、それなりに技術なり能力があればね、専門的なんあればいいんでしょうけれども、中々、それは、町長、今言われたんはね、建前であって、職員がする。町長自身も、そういう専門的な知識はないと思うんですよ。私らにもないですし、ですから、その専門性がない上で、客観的に、やっぱりする上では、第三者、委員会とまでは入れなくても、第三者の検証が必要ではないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 専門性と言われる中で、技術的なですね、問題に関しては、それは、やはり、そのそれぞれ、いろいろと研究をされたりですね、経験を持っておられる専門家の方と、専門家と言われるね、学者もおられますし、また、そういう事業にずっと携わってきた現場での専門家もいらっしゃいます。そういう方に、入ってやってもらうのが、1つの、今回の技術小委員会。

しかし、それを発注する価格の問題について、専門家というのは、中々、実際にはいらっしゃらない。これは、あくまでも、そういう市場の中で、対等の中でね、取引をされている、契約をされているというようなことですね、それに対して、公平性と透明性を、きちっと担保しなきゃいけないというのが、それぞれ発注する側の立場ではないかと思えます。

で、今回も、そういう中で、当然、できるだけ、低額でいい物を作らなきゃいけないと。その努力は、当然しておりますし、そういうことで、こういう、その技術、組合の職員においても、それは全て、そういうことに精通しているわけではないので、それを精通している全都清、まあ全国の、そういう、全国、どう言うんですかね、のいろんな、このごみ処理の施設の実際、事業を束ねている、全都清というのがあるんですけども、その、いちおう専門家の方にも、全国の発注状況、また稼働状況、いろんなことを指導いただいたり、それから、県のクリエイティブセンターの方にも委託をして、そこでも、当然、今まで職員には、西宮市等で長年、このごみプラント施設に、建設等に、運営に携わってきた方、そういう職員がいらっしゃいますね。そういう方々の意見、指導を受けてやってるといいます。だから、その基本的なことは、コンサル等についても、そういう、当然、その技術を持ったコンサルが入っていただいて、それに対して、また、そのチェックをしていくのが、そういう方にチェックをしていただくと。そういう中で進めておりますのでね、後は、メーカーなり、ある意味では、対等の中で、いかに透明性と公平性を持って、できるだけ安くいい物をつくっていくか。これは、最終的に、そういう中での責任を果たしていかなきゃいけないといふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） メーカーと対等にやって欲しいと思うんですけれども。

それから、明尾橋と岩崎橋について、その重要性も、町長は認識していると言われましたけれども、その明尾橋と岩崎橋、特に、千種新宮線、志文谷の道についてはね、合併前からの、改良については課題であった。旧三日月町の場合でも、過疎事業としても、過疎対策でね、過疎債使ってやる過疎対策事業としても、挙げられていた、この2橋についてはね、いう経過もありますし、それから合併前、合併したら、その残っている、旧三日月で言えば、だいたい国道179号線があって、大広の方は、新宿から中安に抜ける町道。それから、大畑については、にしはりま環境事務組合の周辺整備ということで、道路も整備される。それから、179号線の道については、一部残っているにしても、桜橋の所は、整備され、駅前についても整備されたいということで、唯一、旧三日月地域で残っているのが、あの千種新宮線、志文谷の道なんですね。ずっと、合併前から、合併したら、これは良くなるんだという、その地元の住民の期待感もあった。そういうことも踏まえて欲しいと思うんですけれども、重要性については、そういう経過もありますし、第一の質問でも言いまし

たように、暮らしのみちづくりも、これでできるのかなということもありました。ずっと、それが、先ほど言われたように、10年計画で、それが、皆落ちているんですね。ですから、それを、重要性を認識しておられるんだったら、もっと県にね、もっと、今まで再三要望も、事あるごとにしてきたと言われるんですけども、重要性、もう一度、その重要性、町長は、どういうふうに認識しておられますかね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も、ここはですね、よく通りますし、当然、もう、その宍粟市と、旧佐用町、三日月をつなぐだけではなくてですね、当然、この広くなった町内の南光、三河と、また、三日月地区をですね、結ぶ、そういう、その一番最短の道路なんですね。そういう中で、これまで、まだ整備がされていない箇所が非常に多い。通ってみても、当然、私も、そういうふうに、これは早く改良してもらわなきゃいけないという、このことは、私も、もう合併前からね、非常に、ここは改良が遅れているということは、考えており、思っていましたし、まあ、合併後も、県の、県道の改良についての、いろんな箇所ありますけども、ここは、非常に幹線道路として、そういう重要路線としてね、県にもお願いしてきたと。

ですから、まあ県において、ここが、中々なぜ、これだけできないのか。そのへん、いや県は分かっていますということは、言っていただくんですけども、まあ今回のプログラムにも乗せてもらえなかったと。これは、早速、私も県土木の方にはですね、町としても、今言う、お話の2橋、明尾橋と岩崎橋、これを待っているわけですね。これによって、早く拡幅をしたいということですね。ですから、その点は、土木の所長にもお話をさせていただいたと。その中で、今回、光都土木としても、そのことは分かっているんだけど、この全体予算の中で、今回の5箇年の前期では落ちているけれども、後期において見直す努力をするというお話をいただいたということです。

ですから、この岩崎橋についても、本来なら、そういう県、拡幅と一緒に道路の、橋の架け替えをしないとですね、当然、まあ、高さの問題、直接県道に沿った接続する橋ですからできないんで、ただまあ、その5年間というようなね、後々、こんだけ長く地域の方に迷惑掛けるわけにいかないので、少しでも通りやすくするための拡幅、現橋の拡幅だけでもしようということで、予算化をしたというのが、現状なんですね。

ですからまあ、そういう認識というのは、私も十分、常に持ち続けているということ。それができていないことについては、申し訳ない。ただ、再度、そういう中で、土木の事務所の方の所長なり、非常に、そういう面での働きかけは、一層やっているというふうにご理解いただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その重要性和、緊急性もあるんですね。この度の8月の豪雨で、佐用町、岡山県境の方では、300ミリを超える。志文川については、210ミリぐらい、で、もう明尾橋の下流、それから岩崎橋付近については、そこで、もう越流していましたんですね。ですから、210ミリぐらいの雨で、冠水するんですから、それ前の、ずっと大雨、

降ったら、冠水する所ですから、これ重要であると同時に、緊急に対策はとらなあかんと  
思うんですけども、緊急性については、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、5分切りました。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、私も、そのへんね、その、できたら、町は、一刻も早く、  
橋を架け替えたいと思ってます。それは。ですから、それには、今、河川の断面から見  
ても、橋をもっと上げなきゃいけないんですね。そうすると、もう道路との接続がありま  
すから、県道の関係で、町独自ではできないというジレンマなんですね。ですから、その緊  
急性ということも、そういう状態にね、あそこが非常に雨に弱い。雨が降れば、これまで  
でも、欄干がこう、流されたり、今回でも、そういう状態になってますし、16年の時にも、  
そうだった。ある意味では、仮復旧と言うんか、もう応急だけで済ましてしまっている  
というような状態でしたからね。ですから、そういう点についても、よく分かっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ重要性も分かる。緊急性もある。ですから、それ、ほんまに町  
長、認識していただいてね、その工事自体も、私、あの2つの箇所についてはね、それほ  
ど、難しい箇所ではない。岩崎橋にしたら、ほ場整備の時に、その右岸側に、ずっとほ場  
整備してますから、よける、かく、その道を拡幅しても、そちらへ行ける。岩崎橋の所  
については、山側に農業用の用水路が通ってます。農業用水路を川側に移す。それは、けん  
こうの里の前なんかでも、そういう工事をされてますから、山側を塞いで、用水路は、川  
側に移すこともできますから、その工事自体も、それ程、難しいことないし、地元の、そ  
の土地の協力についても、地元は協力する。改良して欲しいのは、それは悲願ですから、  
そういうふうな地元の協力も得られる。

明尾橋についても、あそこは、低くなっているだけで、田んぼ、こっち、人家はありま  
せんから、工事自体もできるし、嵩上げ、ブロック積んだり、護岸を高く嵩上げするん  
についても、その工事自体についてもね、県は、行革の中で、お金が大分あるんだと言いま  
すけれども、工事費についてもね、私は、そんなに莫大なお金があるわけではないから、  
その点でも、財政的にも、その負担をかけないということですから、そういうことを求め  
る。財政的には、やっぱりあれは、県としては負担。県の直す場合ね、それを町長とし  
ては、あれ、拡幅するんに、それほど財政的な負担がいるとお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、通常のね、やっぱり拡幅、河川と山に、両側ありますから、  
そう、その簡単な工事ではない箇所。ですから、今まで、ある程度、難しい場所として残

ってきたんじゃないかなというふうには思いますけどね。

ですから、まあ、簡単と言われますけれども、当然、県の方の工事の方の話だと思うんで、町の方の橋の方。町が負担しなきゃいけない橋については、そんなに難しい話ではありません。

ただ、県道の方の拡幅というのに、丁度合わせて、一緒にやらなきゃいけないという問題。それと、県道の方の工事っていうのは、道路、今、言われますけれども、それぞれ問題点はあると思います。橋と山と川に丁度挟まれた狭い所ということ、ありますからね。

そういう地元の協力がいただける、そういう体制は、ちゃんとできてるということは、県にも、これから伝えていきます。

6 番（金谷英志君） 終わります。

議長（山田弘治君） 金谷英志君の発言は、終わりました。

暫時休憩をいたします。この時計で、13時、1時再開とさせていただきます。

午前 11時 56分 休憩

午後 00時 59分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

8 番、井上洋文君の発言を許可をいたします。

〔 8 番 井上洋文君 登壇 〕

8 番（井上洋文君） 8 番、公明党の井上洋文です。

まず最初に、この度、見事に再選されました町長に、お祝い申し上げます。どうか、今後、4年間は、今までにない災害復旧、復興という大変なご苦労がありますが、お体に気をつけられ、町政の舵を取っていただくことをお願いするものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。私は、今回、4点の質問を行います。

まず第1点目は、災害対策についてお伺いします。

イとしまして、災害時要援護者の避難支援対策の取り組みについて、お聞きいたします。今回の災害で、悲しいことに18名の尊い命が失われ、未だ2名の方が、行方不明になっておられることとございます。その中で、高齢者の方が2名避難し遅れて犠牲になりました。私は、以前、一般質問で、災害時に、自力で避難することが難しい高齢者、障害者など要援護者の避難、支援対策の取り組みについて重要な4点についてをお伺いいたしました。

1点目は、防災関係課や福祉関係課、関係機関からなる検討委員会や定期的な協議の場を設定して検討しているか。

2点目は、平時から、福祉関係課と防災関係課を中心とした横断的な話し合いをし、支援班などを設置し、連携を密にしているか。

3点目として、災害時の避難を支援する要援護者の範囲と人数を把握しているか。

4点目として、災害時要援護者の情報、要援護者リストを活用し、災害情報伝達訓練を行っているかでした。

そこで、最後の4点目の情報伝達体制の整備の重要性。特に、要援護者への声掛け、安否確認、一緒に避難所へ避難していただくといった、要援護者を含む防災訓練ができていたのか、そのことについてをお伺いいたします。

口としまして、災害時の協力事業者の登録についてお尋ねいたします。災害時には、一刻を争う迅速な対応が望まれます。物資、建設機材、車両、一時避難施設、トイレなどの物的な提供と医療救護や建築、電気関係の技術者など人的派遣の協力事業者を募集し、町に登録し、協力を得ることにより、被害の軽減ができるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

質問の2点目は、後発医薬品、ジェネリック医薬品の普及についてお尋ねします。

現在国民の医療費は年々増えており、厚生労働省の試算では、2025年には医療費は約69兆円、この内薬剤費は約14兆円になると言われております。もし、この通りになったとしたら、確実に国民皆保険制度は崩壊をいたします。医薬品の内、新しい効能や効果を有し、臨床試験によって有効性や安全性が確保された医薬品が先発医薬品で、また、先発医薬品の特許が切れた後、先発医薬品と同じ成分、同じ効き目が承認された医薬品が後発医薬品と言われ、いわゆるジェネリック医薬品です。後発医薬品の価格は、高くても新薬の70パー、物によっては15パー程度で、開発のコストがかからない分、安い価格になっております。そこで質問ですが、保険者である本町は、このままでは、皆保険制度が崩壊するという危機感を持って、今後、町民に更なる負担を求めるとよりも、まず医療機関に後発医薬品を処方していただくことの働きかけ、更に、町民に対する啓発と周知徹底に努めることなどを図るべきと考えますがお伺いいたします。

1、レセプトのデータ処理により処方薬と同じ効果がある安い後発品がある場合、月額でいくら節約できるか試算し明細を通知してはどうでしょうか。

2番としまして、国民健康保険証の更新にあわせて新しい保険証と共に、ジェネリック医薬品希望カードを配布してはどうでしょうか。

3番目としまして、医師会や歯科医師会、薬剤師会といったところを通じて、患者に対する後発医療品の周知、薬品の効果説明に協力要請をしてはどうでしょうか。

質問の3点目は、保育所保健活動充実のための看護職配置の推進についてお伺いいたします。厚生労働省は平成20年度に保育指針の改定を行い、その中で養護と教育の必要性を強調しております。これは保育における保健活動の重要性を示すもので、児童の様々な健康状態に対し、保育所が適切な対応ができる態勢かどうか、今後問われるものと思われまます。本町におきましても、健康上の問題を持つ園児の在園数は年々増えているのが現状ではないかと思われまますので、看護職の配置を行い保育現場の充実を推進してはどうでしょうかお伺いいたします。

以上、3点について、この場からの質問を終わります。

議長（山田弘治君）                      それでは、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                      それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、要援護者の避難支援対策の取り組みはできていたかということでございますが、民生委員さんによる個別調査により、要援護者台帳が整備をされ、民生委員さんと地域の自治会長さんが情報を共有し、緊急時に利用をされております。災害時には、地域の中で要援護者に支援していただくことが重要であり、ご指摘のように平時の訓練が大切だと感じております。これまで、地域の民生委員さんや自治会長さん、社会福祉協議会の福祉委員さんなど、平時における訪問や声掛けなどは行われておりますが、具体的な災害時を想定した避難訓練などは、これまでに、なされていなかったというふうに思っております。

地域においても危険箇所の把握、要援護者の確認、避難場所の検討、避難経路の確認な

ど、きめ細かな行動計画や防災マップなどを地域づくり協議会を、今後中心に、全地域で取りまとめいただきたく思っております。

町といたしましても、地域の防災訓練や研修会への講師を派遣する県の制度等を活用するなど、日頃からコミュニティを深め、地域の力を高め、災害に強いまちづくりを進めるために努力をして支援していきたいというふうに考えております。

次に、災害時の協力事業者を事前に募集登録をしてはということですが、災害時の応援協力体制は、兵庫県下の市町間及び、西播磨地域市町間において、平成 18 年に協定を締結しており、飲料水や食糧などの物資、給水車やごみ収集車などの資機材、職員の人的支援などがございます。今回の災害についても、災害当日から多くの支援を受けて、緊急的な対応が迅速に行われました。

また、生活物資の確保及び供給に関しても、マックスバリュ西日本と、コメリ災害対策センターと協定をしており、食料品や物資、資材等の調達についても、迅速な対応が図られたところであります。

次に、また、その他、協力業者等、町内の土木業者等につきましては、日頃から災害時等についての協力をお願いしております。

次に、後発医薬品でいくら節約できるか計算し明細を通知してはというお尋ねですが、本町の国民健康保険における医療費に占める調剤費の額は、平成 18 年度に約 3 億 400 万円、平成 19 年度は 3 億 2,700 万円、平成 20 年度は 3 億 4,500 万円と年々増加の傾向にございます。医療技術の進歩とともに医療費が増加しており、国保財政も極めて厳しい状況にあります。その対策として、新薬の約 2 割から 7 割程度の価格であるジェネリック医薬品の使用によって、薬代の大幅な節減が見込めると言われていることは、私も十分承知をいたしております。本年度は、兵庫県国民健康保険団体連合会が、試行的に後発医薬品促進情報データを提供することとなっておりますが、今の段階で比較計算して明細書を通知することまでは難しいというふうに考えております。

次に、ジェネリック医薬品希望カードを配布してはということですが、ジェネリック医薬品希望カードの配布については、被保険者に対するジェネリック医薬品の周知、薬品の効果説明のパンフレットと併せた配布を検討したいというふうに考えます。

次に、後発医薬品の周知、薬品の効果説明に協力を要請してはということですが、国においても後発医薬品の推奨をしておりますので、町においても医師会や薬剤師会に協力要請をするとともに、町民の皆さんに対しても先発医薬品に比べて後発医薬品が、安価で経済的であるため患者の自己負担が軽減をされること。医療保険財政の改善につながる。また、効き目や安全性が同等であることなどの周知を図るとともに、患者が後発医薬品の利用を医師や薬剤師にはっきり相談できるよう、普及促進に向けた取組みを進めてまいりたいと考えます。

次に、保育園に看護職の配置をとのことでございますが、ご質問のように近年、どの保育園においても自閉症などを含む、療育の必要な園児や、特別に保育士が関わりを持たなければならない園児が増加しているのは事実であります。今回、井上議員のご質問のように厚生労働省は、平成 20 年 3 月、保育所保育指針の改定を行い、保育実践の改善、子どもの健康と安全の確保などを含んだ、総合的なアクションプログラムの策定を奨励することとなっており、人格形成の最も大切な幼児期に、専門的な職員がサポートすることは、大変重要であるというふうに思います。しかしながら、現状での町内 12 の保育園に全て看護職員を配置することは、大変困難な状況であります。これは資格のある看護職員の確保、また、それに伴う相当な人件費が必要となることとなりますので、長期的な財政負担の見通しなど多くの課題も含んでおります。早急な配置は難しいと考えておりますが、子育て環境の中で、大変重要な課題でありますので、今後、真剣に考えていく必要があると

いうふうに思います。

そういう中で、今回、新設をいたしました佐用保育園では、隣接して子育て支援センターを整備しており、来春からは母子保健を担当する保健師も常駐することになりますので、ご指摘のように子ども達の健康管理についても、より連携が取りやすくなるものと考えております。

また、この佐用保育園と子育て支援センターの活動の中で出てきます課題も見出し、整理して、全町的な保育園活動の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それじゃあ、災害対策から順次お尋ねいたします。

先般、これは3月議会でしたかね、質問させていただきました、要援護者に対して、防災関係者、福祉関係、関係機関からなる検討委員会を作って、検討しているかという質問だったわけですが、その際、答弁としまして、住民課、福祉課、消防本部、社会福祉協議会などによる会議を開催して、意見交換を行っておるといふ答弁でございました。その時に、もう少し深くお聞きしておれば良かったんですけれども、どういうふうな意見調整をやっておられたのか。その意見調整をやっておられればですね、今回の災害につきましても、この要援護者に対して、警戒準備態勢の時ぐらいにですね、この要援護者に対しての認識が、もう少しあっても良かったんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、そこらの件について、どうですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 検討委員会の内容なんですけれども、年度当初、福祉課、それから住民課、消防本部、それから社会福祉協議会の中で、各民生委員さんの方が、要援護台帳の方、あるいは平時の見回り活動の中で、名簿の方を整理されております。その内容につきまして、再度、民生委員さんをお願いして、それらの更新とか、名簿の整理とか、そこらへんをお願いするような形での、横の連絡会だったと思っております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 具体的にお聞きしたいと思うんですけれども、まあ、ここの要援護者の方についてですね、対策につきまして、これやはり、支援のプラン、これは特に答弁ありましたが、地域の自治会及び民生委員を中心にして、そういう方を掌握していただくという答弁が、ずっと続いているわけなんですけれども、これは、もうやはり行政としてですね、やはり共有するというのが、私は必要ではないかと思うわけです。

このプランを作るのにつきまして、どんなですか。その各自治会、民生委員等にお任せして、様式も何もかも全部お任せして、そして掌握されておるのか。町が、ある程度、1

つの、この様式等をですね、作って、そしてお任せしているのか、そこらお聞きしたいんです。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この名簿の様式によりましては、各民生委員さんの方が、従来から活用されている独り暮らし老人の家庭とか、身体障害者の家庭とか、そういう部分で、整理されている台帳の方を、一応活用する形でお願いをしております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） これ、要援護者の方について、町としてはですね、65歳というのは、これ、ちょっと無理な点もあるんですけども、上ぐらいの、そういうまあ、特に、その中で、要援護者の方について、全体的に、町全体としては、掌握されたような台帳というのは、ないんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 特に、そういう部分で整理した台帳の方はございません。

ただ、独り暮らし等は、住基台帳等によりまして、確認はすることができますけれども、それを改めて、台帳として保管はしておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それじゃあね、最初から、ちょっと順を追ってお聞きしたいと思います。

これ特に佐用町のような地域については、やはり高齢化がドンドン進んでいくということがございますね。そういうようなので、まずですね、この災害時、要援護者の支援対策ということで、この災害弱者支援会議というぐらいのを持ってですね、そこには、やっぱり連合自治会長、それから民生協議会、民生委員の協議会の会長、または老人クラブの会長、身体障害者福祉協会の会長、消防団長、町長、副長、教育長と、住民課が担当しておりますので住民課とか、健康、福祉の課長ぐらいですね、また、総務課長ぐらいがですね、この支援会議を、一度やはり持っていただいでですね、そして、そこでこの災害時の要援護者支援の、そのプランをですね、これ、町として、やはり作成、どういうプランを作成しようかということですね、検討していただくような、そういう会をですね、まず持っていたかということが、一番の問題じゃないかと思うわけなんです。

そして、そこで、いろんな方からの意見が出てくると思うんですけども、それを集約

して、プランを作成する。支援プランを作成し、どの程度の方を支援していこうかということも、決めていただいたらええんやないかと思うわけです。

その中には、対象者としては、介護保険、私も、前回は質問させていただきましたけれども、介護保険で、介護度3以上ぐらい。また、寝たきりの認知症の方、ひとり暮らしの高齢者、それから在宅の身体障害者の方、それから在宅の知的障害者、その他、援護を要するぐらいの方ということで、このプランを作成し、そして、プロジェクトチームぐらい作ってですね、そして、定期的に協議をしていくということ、これ町の中でもですね、やっぱりやっていただき、そしてですね、その次には、これは、やっている所あるんですけども、要援護者台帳登録調査表というのをですね、これ、町1本で作っていただいていますね、これは、同じく寝たきりとか、認知症とか独居老人、高齢者夫妻、高齢者世帯、その他、という格好で、名前、住所、生年月日、男女、電話番号、それから障害の有無、それから介護度とかですね、そういう具体的なことを書いて、それを、この民生委員さんにお渡しをして、そして掌握をしていただくと。

その掌握できたものについては、この一度、やはり町の方にですね、これを返していただくということをし、この町全体で、先ほど言いました、支援の会議のメンバーぐらいが共有をしていくというぐらいしなかったら、民生委員さん、自治会等に任せてしまうと。これ、現場が一番分かるのは、民生委員、自治会なんですけれども、今回のような災害、民生委員さんがですね、皆の、支援するような方を掌握できるか言うたら、中々、これ掌握しにくい。その場合は、連絡をとって、消防団やですね、また、隣近所の方等に連絡をとるような、そういう体制は、やはり、町全体で、やっぱりしていかなければいけないやないかと思うわけです。あまりにも、この民生委員や自治会に投げってしまうということは、これは問題があるやないかと思うわけです。

この調査表を作っていただいていますね、それを、いっぺん町に引き上げて、そして、町から、今度は、お返しする時にですね、この連絡、緊急連絡カードというような、こういうようなものが作っている所があるんですけども、連絡カードというのを作って、そして、この一人ひとりの、要支援者の方に渡していくと。何かあった時には、どこへ連絡したらええかと。また、誰が行っても、どんな状況やということ、ここに書き込んでいるわけですけども、それを、要支援者の方に、渡しておくというような、順序でやっていかなないと。ただ、地元ということでは、ちょっと無責任やないかと思うわけです。

それと同時に、この避難する場合、これは、先ほど申しましたように、1人の民生委員が、その地域を全体を見ていくということは、これは、ちょっと無理があるんで、その中に、避難誘導という格好ですね、その誘導者を3名ぐらいお願いしておく。誰が、誰を、その誘導していくかということまでですね、具体的なものを、きちっと書き込んだ、避難計画というのを立ててですね、やっていかないと、ただ、漠然と民生委員さん掌握してくださいよということで、掌握はできるけれども、実際に災害になった時には、これは、民生委員、または自治会長自体がですね、ただ、要支援者だけと違って、他のことも、やはりやらなければいけないし、また、自分ですね、の身が危険になった時に、自分だけは、やっぱり逃げなあかんというようなことも、やっぱり起きてくるわけですから、早めに、やはり、そういう体制を組んでですね、誰が、誰を責任を持つかまで、これは、自治会単位でやらなければいけないけれども、やはり町が、責任をやっぱり持つておくということも必要ではないかと思うわけですけれども、そこらどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）

はい、町長。

町長（庵途典章君） 本当に、考えていけば、たくさんの本当に課題があるわけですが、でも、そういう、特に、要援護者の方の、今後、支援をどうしていくか。確かに、町がですね、そういう方を全て把握して、そして、その方に対して、その状況にあわせた対応をですね、また、それぞれの地域にお願いをしていく、また、指示をしていくということが、それは、できれば、そういうことが一番、1つの整理した中で、流れの中です、必要かもしれないんですけども、実際の問題として、そういう、そのたくさんの方の状況をですね、町が一括してですね、それに対応していくことは、非常に難しいという現状があります。

ですから、どういうことが必要か。どういうことが一番、その時の状況、災害に即して、こう安全を確保できる。また、人命を守る方策として、行動。どういう行動をするべきかと。どういう問題があり、課題があるかというようなことは、関係者、関係している人達が、皆が知恵を出し合わなきゃいけないわけですが、そういう会議というのは、先ほど言われた、全体の会議の中でですね、議論をしていって、そして、その中で、そういうことに対する行動、地域の防災計画なり、またそれぞれ災害時の行動計画、そういう物は、かなり地域ごとにきめ細かいものを作って、そして、地域の中で、今、言われるように、自治会長さんと言いますけれども、自治会長さん1人では、何もできません。そういう役割分担というものを、皆でしていただくことをしていかないと、中々、実際の行動と言いますか、対応ができないんじゃないかと思っております。

まあ、そういう、その計画をですね、今後、地域の皆さんとともに、いろいろと、そういう状況を想定しながらですね、協議して、できるだけ地域に即したものにしていきたい、計画を作っていくというふうに思っておりますし、また、その要援護者の方というのは、特に、どんどんと状況も、その方ですね、実態変わってきます。施設に入所される方も出てきますし、また、施設から帰られる方もいらっしゃるし、そういう一人ひとりの実態というのは、ある意味では、細かく地域の中でも把握していただいて、それを皆で共有していくということが、必要なのではないかなというふうに思いますので、全て、町が一括して、それを管理をして対応していくという、そのことでは、中々、この広い町内、または、地域の状況が非常に、それぞれ違う中でね、本当に緊急時の対応については、適切な行動ができないのではないかと、一番危惧しますので、町が、決して丸投げをして、地域に押し付けるというわけではありませなし、町としての役割と、地域としての、それぞれの役割というもの。また、近所隣での、お互いの、そういう連携というもの。そういうものをですね、やはり、もう一度、こういう今回の、こういう状況を、事態の中からですね、見直して考えていきたいなというふうに思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） いえ、町長、そう言われますのは、それはもっともなことなんで、私も、町全体、町がね、全部の、その要援護者を掌握せいということ、そのまま言っているんじゃないんですよ。ただ、そういうものをね、そういう要援護者の方を、当然、やはり地域で、やっぱり掌握して、やはり地域で、やっぱり避難の訓練もしていかなあかん。

しかし、町としてはですね、やはり、そういう方がいらっしゃるという、どんな状況に、次々になっていっているかというぐらいのことはですね、随時、民生委員から吸い上げて、掌握はしておくということ。今だったら、要援護者はですね、今言ったような要援護者の

方がですね、何人いらっしゃるかということ自体が、やっぱり町としては、やっぱり掌握できてないんじゃないんですか。できておるんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 全体的な人数につきましては、民生委員さんの件数を集計したものが、民生部の、福祉課の方にあります。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 分かりました。

次々、言いませんけれども、そういう民生委員の方がですね、私言いよんは、民生委員の方が、この町内全体の民生委員の方、または自治会がですね、1つの、やはり、このフォーマットと言うんですか、フォーマットですか、こういうようなもの作ってですね、それは、町として、やはり民生委員さんに、また、自治会の方にですね、お渡しをして、そして、それを一度は吸い上げて、どんな状況の方が、どれだけいらっしゃるかということですね、各種の団体の方も、やはり掌握しておくということぐらいはですね、やはりしてあげないと、ただ、その地元、地元、これは訓練に対しても、こんな災害が起きたら、一番に飛んでいくというのは、地元の民生委員なりケアマネージャーの方なりですね、それに、附随した、さっき言った、その援護するような方ということは、これは当然のことなんですけれども、何回も言うようなんですけれども、そういう方を一緒に共有してですね、むしろ民生委員から、こういうことしてくれと。こういう要請があった場合にはですね、的確な判断ができるっていうのは、この何もなかったら、これできないわけですから、要援護者の、どういう状況の方が、どのくらいいらっしゃるって、どこに住んでいるかってぐらいの名簿はですね、きちっと掌握していただくというのが必要やないかと思うんですけど、その点はどうですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 様式等につきましても、先ほど、言われましたように、現在は、従来の民生委員さん活動の中での様式で行われておりますけれども、防災面につきまして、また、そのカードとか様式等も統一しながら、横の連絡を取りながら、検討、今後の地域づくり協議会あるいは集落での話し合いの中で、また進めていきたいと思っております。

町の方からも、そういう様式等もご示しできれば、そのように検討していきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8 番(井上洋文君) それと、1月、1.17 ですか、町内一斉の防災訓練等やっておられるわけですが、ここで要援護者の方のですね、そういう避難の訓練というのは、これ、今までやられたことあるんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 要援護者の方の避難訓練という部分につきましては、今までは、多くはなかったと思います。通常の避難訓練等は、その計画の中に組み込んで、やっておりますけれども、要援護者を対象とした訓練はなかったように思います。

〔井上君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、井上洋文君。

8 番(井上洋文君) その町内一本でやる、そういう訓練の時もですね、要援護者の方に対しての、そういう訓練、実際に、その方にも参加していただいてですね、やっぱり訓練をしておかなければいけないのではないかと思うし。また、地域地域での、その、この訓練もですね、この要援護者を含めた訓練というのは、中々、やっぱりできていなかったんやないかと思うわけなんですけれども、その点、具体的にですね、今回、2人の方が亡くなった、こういうことも踏まえてですね、具体的に、普段見られている道路につきましてもですね、やはり、災害の時には、やっぱり思いもかけんような状況に変化することがございますんでね、実際に、やっぱり、そういう援護の方が、参加していただいて、その地域で、やはり、避難をしていただくと。避難所自体も、中々、こういう高齢の方等については、徹底しておっても、中々、認識されてないケースが多くあるように聞いてますんで、具体的な、やはり地元で、その要援護者を含めた訓練をしていただくようにですね、各自自治会等について、やはり指示していただけますか。そこらどうですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 今回、各地域あるいは、集落での防災マニュアル等の作成も入って来ますので、その中で、要援護者の避難、あるいは誘導體制等も検討の中に含めていきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、井上洋文君。

8 番(井上洋文君) 段々、高齢化しますし、私達も、決して今の状態じゃないんで、中々、この災害に遭われた所を見て回るんにつけてですね、やはり、ちょっとしたことが、要援護者の方については、中々、避難できないという現状じゃないかと思うんで、その点、綿

密にですね、よろしく願いいたします。

それでは、次の第2点目の災害時の協力事業者の事前に募集してはということなんですけれども、これ、県下の市町との、この協力、また、大手のですね、マックスバリュやコメリ等の協定等、土木業者との協定等、先ほど、お話ありましたけれども、これ、私もですね、今回の災害で、いろんなことが気が付いたんですけれども、破碎機がないんかとか、トイレはとか、土嚢はとか言うてですね、いろんな方から、連絡受けたんですけれども、その要望がですね、スムーズに、やはり、その叶えられるように、こういうことを事前に、業者等登録しておいたらなというように、感じたんですけれども、実は、そういう、ちょっとしたことがですね、中々、今回、的確に間に合わなかったんではないかと思うわけなんです。そういうようなんで、これは、町長、先ほど言われたのは、県下の市町や、また、大手の業者なんですけれども、町内でのですね、その小さな業者等、また、そのことに対して、すぐに対応ができるような団体等に対してですね、前もって登録しておけばですね、身近なことに対してもですね、スムーズに対応できたんではないかと思うんですけれども、そこらどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう登録ということよりか、登録もそうでしょうけれども、町内でのですね、例えば、いろんな関係の業者さん、それぞれ当然、町内の町民としても、一緒に協力をしていただくというのは、もう、そういう登録以前、もう待たずにもですね、協力してもらえたと思いますし、ただ、今回、そういう事業者さんなり、商店の方も非常に被災に遭われているという状況でもありました。だから、動ける人、特に、町内の例えば、土木関係の機材を持っている所なんかにつきましては、すぐに、できるだけ協力して、やっていただきましたし、その町内だけでは、とても、こういう大きな災害になると間に合わない。そういう中で、やはり、町外、その被災のない、ぐるりから応援をいただくと。応援していただくということが、まあ、一番まあ大事と言うんか、力になっていただき、今回必要だったと思います。

そういう意味で、今は、災害につきましてはですね、そういう災害時の救援の協定ということで、それぞれの、特に、そういうことをすると、直接、民間と町との直接的な協定ではなくってですね、それぞれの市町との協定、また、県とのそういう関係。そういう中で、そこが、自分とこでできなければ、いろんな業者さん、一緒に頼んで、応援していただくと。そういう形ですよ。だから、やはり、こういう災害を受けた時に、一番まあ、その辺の、自分とこの町の中では、中々、それぞれが被災を受けて、力がない中で、周辺地域、特に県を中心にした協定の中でね、応援をいただけるような体制を作っておくことが、災害に対する1つの危機管理ではないかなというふうに思いました。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それでは、2番のジェネリック医薬品の普及について、お尋ねします。

まあ、このジェネリックについては、再三質問等も、今までもあったんやないかと思う

んですけれども、実は、全国健康保険協会、協会健保、このジェネリック医薬品希望カードというのを、今回、配布しておるわけなんです。私の会社に来たんですけれども、こういう物を、やっぱりしております。中々、このジェネリック医薬品をですね、病院に行って、その医者や、その窓口にですね、このジェネリックの医薬品を使ってくれというのは、中々、その言いにくいんです。私も実際、言おうかなと思うと、中々、言いにくいというのが現状なんで、これ皆さん、中々、普及、普及言うても、中々、普及しない。20パーセントぐらいなんですけれども、できれば、こういう物を作ってですね、保険証と一緒に配布をしていくということをするれば、保険証と一緒にですね、病院の方へ提出していただいたり、また、薬局へ出していただいたらですね、言いやすいんじゃないかと思うんで、是非とも、これはいいことだと思いますんでね、やっていただきたいと思うんです。

それと、このレセプトのデータ処理でですね、ジェネリックと、それから先発性の薬品との差がどのくらいかっていうようなことは、やはりやっている所あるんですけれども、それは、どんなんですか。ちょっと、個人個人に、これだけの、薬価が違うんですよというようにこの配布っていうのは、やっぱり、ちょっと難しいんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今、国保につきましては、年6回、それぞれ医療費通知の方を隔月に送らせてもらっております。それは、連合会の方で作っていただいて作成をしておるんですけれども、今回、医薬品の各項目見ますと、レセプトの1つ1つのデータというのが、各医療機関、また、薬局ですか、そちらの方から連合会の方に電子データとして、全件出せるような体制には、まだなっておりません。これは、平成23年に向けて、それぞれ、病院とか医薬等のデータ処理の中で、進められてはおりますけれども、全体的な全部が、その電子データになっているという、今の現状ではなっておりませんので、そのデータを使って、被保険者に対して、このデータを作成して出していくということについては、現時点では、ちょっと困難な部分があると思います。

ただ、今後、国保連の方が試行的に、この情報のデータを出すということになっておりますので、その中身を見ながら、また今後検討を進めていきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 是非とも、そのようにしてですね、認識をしていただくということも必要やないかと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

それと、3番目のですね、保育所に看護師を配置ということなんですけれども、これ、今、園でですね、いろんな、やはり病気等でですね、休まれたり、またいろんな、そういう発達障害等がですね、起きておるわけなんですけれども、これどんなですか、健康上の問題を持っておる園児のですね、状況というのは、どのくらいの割合で園の中に、園児がおるかどうかっていうのは、つかんでおられるんかどうか。その点をお聞きしたいんですけれども。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 個別に、どの園に何人というデータは、持って上がっておりませんが、毎年ですね、新入園児が入って来る時に、その子どもに、どう係わりあっていくかということで、一人一人のカードを使ってですね、大半は、今問題になっております、やはり自閉とかですね、療育の必要な園児ということになりますので、そのへんは、テクノにあります児童デイサービスにつなげるためにもですね、個別のカードを使って、個別の調査表というので掌握をいたしております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ここへ、大まかに、分けてみたんですけれども、アレルギーとですね、また、知的障害とか、身体障害、それから慢性疾患、虐待等についてもですね、あるんじゃないかと思うわけなんですけれども、こういう園児がおった場合にですね、これは保育士がですね、いろんな状態でなった場合に、これは今はどんなんですか。保育士が全部対応して、緊急な場合には、病院に連れて行ったりというような格好になっていると思うんですけど、そこらはどうですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほども申し上げましたが、毎年ですね、入園する前に、保護者の聞き取り調査。それと、いろんなアレルギー等のある場合はですね、事前調査しまして、特に、アレルギーにつきましては、そのアレルギー食を別個に作ってですね、園児に与えるというようなことも必要ですので、その都度、保健師、それから保育園と私ども福祉課が出向いて行ってですね、個別の調整の中で、一人ひとりの対応した、その、カード管理と言うんですか、そういう形の中で調整をいたしております。で、もし、緊急に、やはり園での病状の発症等になりましたら、やはり小児科の先生に照会してですね、特に、佐用町の場合は、小児科担当ということで、岡本泰子先生にかかわっていただいておりますか、岡本先生も含めた、その調整会議も年に何回か開催させていただいてですね、調整を図っております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） この問題は質問、この問題を質問させていただくということになったんはですね、やはり、保育士の先生方もそうなんですけれども、やはり、例としまして、子どもはまあ、ケガをしたということになった場合にですね、やはり、保育士の先生が、やっぱり病院へ連れて行かなあかんと同時に、やはり保護者に対しても連絡が行き、保護者が、やはり駆けつけるということですね、これはまあ、中々仕事で、やっぱり園ま

で来れないというような保護者もあると。できればそういう、看護師がですね、まあ、町内に1箇所でもいいから配置をされておればですね、直ぐ対応ができるという、まあ、ではないかという希望を聞きましてね、質問をさせていただいたんですけども、そのことに対して、保育士の、そういう保育活動に専念できるということと、保護者がですね、そういうふうにして、直ぐに対応できない保護者の場合は、この看護師がおれば、その看護師が代わりになって病院に連れて行ったりすると。対応してくれるということで、まあ、保護者についても、また、その保育活動に、保育士が専念できるという2つの利点があるんじゃないかと思うんですけども、そこらどうですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今、だいたい町内で、約450名の園児を、それぞれの保育園でお預かりしています。当然、今、井上議員がおっしゃったようにですね、園内いろんな状況で、事故なり、途中、急病を発症する場合があります。で、その場合は、これも、今、おっしゃったように、保育士が病院へ連れて行きですね、あわせて、保護者に連絡して、両方で、病院の方で診てもらおうというスタイルになっております。

で、今、ご指摘のように、看護職を置いてというのも、考え方としてはできるんですけども、中々、緊急時、そういう事故なり、その病気の発症の場合は、看護師自身で、その判断できるかどうかという問題もありますので、今の方策としては、できるだけ早く、速やかに病院へ連れて行ってですね、医師の判断を仰ぐという対応をとっておりますので、まあ、町内も12園、それぞれ、ある程度、距離的にも離れておりますので、そういう単独等の看護職でですね、全ての園ってというのは、ちょっと賄うのが、いろんな面の問題も出てこようかなと思いますので、できるだけ早くですね、病院の方へ連れて行って、安心していただくというのが、今、とれる最善の方法かなというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それは、どんなんですか、保育士に、そういう保育活動に、その障害を来たすというようなことは、別にないんですか。大丈夫ですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） そのへんも含めてですね、以前は、園長と臨時職員しかいなかった保育園につきましてもですね、正規の保育士を配置したり、いろんな、それが、できるだけ起きないようにということで、配慮しておりますし、通常の場合は、まあ、そういう突発事故がありましたら、その担任等持ってない園長が責任を持って、病院、医療機関の方へ連れて行くというのが、大まかなスタイルになっております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、そういうことであれば、結構ですけども、全国の保育所、約2万2,000箇所、看護職、まあ、だいたい4,700人の看護職が配置されているという現状でございますのでね、町としても、やはり1箇所ぐらいですね、この新しい保育所ができましたんで、配置をすればですね、全体を見ていただけるんじゃないかと思っておりますので、その点も、検討課題として、やっていただきたいと思うんですけども、町長、それは、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、もう12園もありますからね、一つひとつの園にということは、当然、もう無理な状況ですけども、今回、佐用保育園と一体的に支援センターを、ここに、答弁させていただきましたように設置いたしました。そこには、保健師をですね、看護師の資格を持った保健師も配置をします。そういう中で、そういう子ども達の疾患、病気を持ったり、また、（聴取不能）な障害がある子ども達に対する、また、支援もですね、当然、一体的に、こうやっていきたいというふうに思っておりますのでね、少しずつですけども、充実をさせていきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 以上もちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） 井上洋文君の発言は終わりました。  
続いて、13番、岡本安夫君の発言を許可いたします。

〔13番 岡本安夫君 登壇〕

13番（岡本安夫君） 13番、岡本安夫です。

この度の一般質問は、創造的復興とはです。今回は、皆さん、台風9号災害関係が、たくさんあり、重複する部分もありますが、よろしく願いいたします。

先月、11月20日にですね、ゆう・あい・いしいにおいて、石井の地域づくり協議会で佐用町災害復興計画についての意見交換会が行われました。そこで、町長の言われる、創造的復興とは、災害があった以前にも増して美しく、安全で住みよい町となるための方針・指針をつくるためとのことで、いろんな意見を聞かれ、それぞれ回答もされました。たまたま、次の11月21日に地域づくり協議会の策定委員会があり、そこで昨日、20日のですね、意見交換会は、どう思われましたかと感想を聞きました。その中には、何か、町長の言い訳ばかりだったなとか、今一、何か、響くものがなかったとか、復興計画で、佐用がどうなっていくのかというイメージが、よく伝わらなかったなどという話が出ました。

これはですね、来年、22年3月までに策定される復興計画をまとめる、初めの、前段の段階であり、石井地区だけで聞いた感想なので、その後、他の地区で行われた、全ての地区に当てはまるとは思いませんが、石井では、もう1回ぐらいは、意見交換会はして欲しいなというような話も出ました。それでは、質問に入ります。

1点目は、この度の災害において、当然、大きな教訓と反省もあったと思います。そこで、町として、内部の検証もされていると思いますが、災害対策の本部長であった、町長と、それを補佐する副本部長であった副町長、教育長、消防長、各々ご自身の行動及び活動について検証されたかどうか。それは、防災計画に基づいたものだったか。それぞれ今の防災計画で、見直しが必要と思われることがあれば、お答え願います。今議会にはですね、検証委員会の設置条例も提案されていますが、検証あるいは反省は、まず自分からが原則であります。これは、私が述べるまでもなく、百もご承知のことと存じますので、あえてお願いいたします。

2件目は、農災関係で、この度の災害が、甚大かつ広範囲であるので、復旧、復興には莫大な財政負担と時間、日数、年月が伴うことは明らかであります。来年、22年度の作付け計画は、来年1月中には知らせるとのことですが、問題は、経済効果のみを重視するならば、いわゆる山奥の山林や谷川、山田、畑、3級町道、林道、作業道などが、国や県の補助メニューがないので、永久に手当てができないままで、放ったらかしになる箇所があるのではと心配されている。ならば、それぞれ、どことどこはできないという説明は、復興計画ができるまでに、やるべきだと思いますが、その判断基準があれば、示していただきたい。また、そのことを自治会長や農会長に通知するだけでなく、それぞれ自治会の役員に負担をかけないように、担当の者が地域に出向いて、なぜできないかという説明をし、納得でもらうようにする必要があらうと思いますが、いかがでしょうか。

3件目は、この度の想像を絶する大災害は、全町民が一丸となって乗り越えなければなりません。当然、行政の支援は欠かせないものですが、行政も地域も住民も学びなおしの機会と考えて、協働のまちづくりを推進しようということでもあります。地域づくり計画を、各協議会で、それぞれ、それぞれ自分達で考え、自分達で策定中ですが、もう一度、地域が自分を見つめ直し、安全・安心のために、地域防災や、助け合いの精神や、自分達で地域で暮らす力をどうつけて、地域の活力を向上させるかを協議会だけに任せるのではなく、このことも地域づくり計画に取り入れて、働きかけをしていただきたい。

4件目は、復興計画の策定前でお答えし辛いかもかもしれませんが、町長が今の時点で考えておられる創造的復興が実現した時、あるいは目指している町の将来像があれば、こんな町というのを、具体的でなくてもいいですから、イメージでも結構ですから、お答え願います。

以上です。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初のご質問で、災害当日、本部長、副本部長としての行動、活動についてということですが、この当日の検証につきましては、当然これから、検証委員会等の設置をお願いしておりますし、そういう開催に向けて、内部での整理を行っているところです。当然、私自身の記録というものは、ありますけれども、当日、私自身のことだけで言えば、朝から役場に出て、公務として、町内の施設に出かけたり、また、役場に帰ったりして、

町内にて、直ぐに、いろんな状況に対応できる形で行動をしておりました。

まあ、後、それが、地域防災計画に基づいていたかどうかということではありますが、地域防災計画というのが、基本的な、その計画であり、その状況にあわせた行動について、こういう点については、検証委員会等で、また検証をしていただきたいというふうに思っております。

また、地域防災計画につきましては、今回のような局地的な豪雨災害が発生した場合の職員の配置や本部体制、また、住民への情報伝達など、検証を、今後、行っていただく中で、行う中ですね、当然、見直していくことは、たくさんあるというふうに思っております。その具体的に、私が、今、一つひとつ、ここを見直すということは、今後の検証ということもありますから、そういうものを待って、私自身も、また、意見を述べさせていただきたいし、考えさせていただきたいと思っております。

次に、地域住民への説明、また事業採択の判断基準についてというご質問でございますが、今回の災害は甚大で広範囲にわたっており、被災状況も地域により様々でございます。町として、国・県の支援を受けるにあたっては、それぞれ関係法に照らし、要綱・基準に合致しないと事業採択になりませんので、地域事情を十分に説明をし、採択に向けて、これまで取り組んでまいりました。事業採択の要件は、経済効果も重要な判断基準ではありますが、経済効果のみで判断されるものではなくて、取り組む事業が地域にとって将来どのような影響を与えるのか、地域住民の生活が安全・安心して継続的に営まれるために有効な手立てであるのか、地域住民のコンセンサスが得られているのか、他の事業計画と整合性があるのかなど、多くの面からの検証により確定するものであります。

一方、議員ご指摘の山奥の山林や谷川、山田、3級町道や林道・作業道など、補助事業でなくても、農林業の振興や地域の振興を図っていくなかで、町が必要であると判断した事業については、町単独事業になっても取り組んでいく必要があるというふうに考えております。これらの事業については、直接、復興計画に掲載するわけではありませんので、実施にあたっては全体の事業を取りまとめまして、今までと同様に、できる限り地域に向きまして、事業内容などを説明させていただきたいなというふうに考えております。

次に、地域づくり計画についてでございますが、現在、各地域づくり協議会では、地域の課題を解決するための具体的な取り組みを明らかにする、地域街づくり計画の策定に取り組んでいただいております。計画の策定にあたっては、町では、それぞれの協議会に担当職員を置き、協議会の皆さんと一緒に取り組んでいるところであります。計画づくりの視点として、地域での支え合いを大切に、それぞれの地域の特色、伝統、誇りを守り、育てていくことと共に、防災への備え、暮らしの中での不便なことなどの課題を解消し、安心して暮らしていける地域をつくっていくことが重要であると認識をされております。

地域まちづくり計画の策定に取り組まれている最中での災害でありましたので、この災害を教訓にして各協議会では、更に、自助意識を高め、地域の力を結集して防災・減災にも取り組もうとする動きが、今、始まっております。

先日11月28日には、災害知識の共有が防災の第1歩であることから、長谷・平福・石井・海内の4つの協議会が合同で、災害に強い地域をつくる防災研修会を開催をされております。こうした研修会を契機にして、地域のことは地域で、自分たちのことは自分たちで守っていくため、自主防災組織を強化し、災害時の行動計画をつくり、行動計画に基づいて日頃の備えと地域の危機管理をしていくことを目指されております。

町としては、復興計画の策定と共に地域防災計画の見直しを早急に行なってまいりますが、地域においても危険箇所の把握、要援護者の確認、避難場所の検討、避難経路の確認など、きめ細かな行動計画や防災マップなどを地域づくり協議会を中心に、全域で取りまとめしていきたいというふうに思っています。

町としても、地域の防災訓練や研修会への講師を派遣する県の制度を活用するなど、日頃から地域コミュニティを深め、地域の力を高め、災害に強いまちづくりを進めるために支援をしていきたいというふうに考えております。

最後に、創造的復興についてということのご質問でございますが、復興計画については、災害発生以前の状況に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指して、被災を受けられた方の生活や住宅の再建などはもとより、保健・福祉の充実を含めた住民生活の再生、商店街の活力向上や農林業の再生など産業の活性化など、地域の元気をつくる取り組みと共に、地域の防災力の向上など地域の皆さんが安心して暮らせる災害に強いまちづくりなどの取り組みを計画していきたいというふうに考えております。

まだ計画の素案もできていませんけれども、防災・復興に関する知識豊富な室崎先生をはじめ検討委員会委員の皆様方のご意見やアドバイスもいただいたりして、地域住民の方のご意見やアンケート調査によるご意見もお聞きしながら、佐用町総合計画に掲げる、ひとまち自然がきらめく共生の郷 佐用の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） それぞれの副本部長にも伺ってるんですけど。

議長（山田弘治君） 災害時の対応、ええっとほな、副長。

13 番（岡本安夫君） 質問状のやつ。おのおの副本部長はどうでしたかという、あれも伺っているんですけど。

議長（山田弘治君） 順次、副長、教育長、消防長、お願いします。  
はい、副長。

副町長（高見俊男君） 私は、前回の時にも、お答えをさせていただきましたけど、当日は、お昼からでしたか、葬式がございまして、これは、私の親戚関係になりますので、そちらの方に出させていただきました。その後ですね、少し帰りまして自宅におりまして、それから、この状況を見て役場の方に出向いて、そして住民課長と状況なり、そういう相談をさせていただいて、今後の対応を協議をしております。

それからですね、私自身も、町内や、そういった河川も、少し見ながらですね、延吉地域、これは、当日のお昼にも電話をいただきまして、何とか、どうしてもという形で、開いていきたいということだったので、来て、あいさつだけお願いしたいということで、私は、公務として延吉地域に7時に出て、当日のごあいさつだけをして、状況が、こういう状況でありますので、直ぐに帰らせていただきたいということで、役場の方に帰って参りました。

はい、以上でございます。

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

当日9日、午後、雨がたくさん降り出しましたので、地域、地元ですね、の状況を見たりしております。その後、7時過ぎ頃から7時20分頃、福井課長に携帯で電話をしたところ、今、招集がかかっておりますということで、直ぐに、教育委員会に向かいましたが、8時頃だったと思います。南光支所の前で、消防団員から佐用坂、それから久崎方面、それからゴルフ場、それぞれ交通止めになっておりますということで、南光支所に入りました。

南光支所の中で、長林キャンプ場に、キャンプ者が居るということで、消防団等の連絡等で、最終的には、その場に、おるということで、避難をしなかったわけですが、そういう状態がありました。後、その間、各代表校長等々、電話連絡をとって、10日の指示をしたりですね、現状を聞きました。

日過ぎまして、夜中の2時半頃だったと記憶しておりますが、佐用坂、佐用まで行けるという話を聞きましたので、大久保事務局長と同乗して、関山店の近くまで行きましたが、そこからは通行不能のため、Uターンをしまして、ゴルフ場を越えて、私の記憶では、3時半頃だったと思いますけれども、庁舎に、教育委員会に着き、その足で2階の対策本部の方に出席をいたしました。

以上です。

議長（山田弘治君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。

それじゃあ、私の方ですけれども、14時15分に、水防指令1号が出ていると思います。その連絡が本部の方に入ったのは、本部の方に入ってですね、私に連絡があったのは、14時29分でありました。それで、15時にですね、本部の方に出て来ております。

それで、直ぐにですね、連絡先等を確認、署にしました。そうしますと、住民課長に連絡したということでありましたので、役場の方へですね、連絡しますと、未だ、誰も、その時点では出て来てなかったということで、それから、ずっと署の方で待機しておりました。

それで、16時頃だったと思うんですけれども、再度、役場の方に電話しますと、住民課長、出て来ておりましたので、直ぐ私も、こちらの方へ1回目、来ております。その時にお会いしたのは、山本議員だったと思います。その16時37分に水防指令2号が出たと思います。

それで、18時過ぎまでですね、こちらにありました。その間には、町長も出てこられましたし、住民課長とも、いろいろと、それから、担当の小野君ですか、は、出て来ておりましたので、いろいろと、その災害等については、話はしております。けど、その時点ではまだ、水位、雨量とも、そんなに、どうこうというような状況ではございませんでした。

それで、一応、18時半頃だったと思うんですけれども、私、一度署の方に帰っております。本部の方にですね。そうすると、もう次長も出て来て、次長も15時頃出て来ていますけれども、職員の方ですね、招集なり、それから自宅待機の連絡を指示しております。

それで、7時半頃だったと思うんですけれども、私、再度、こちらの方に出てきております。19時半頃ですね。

それから、こちらの本部の方ですね、対応をしておりますけれども、その時点でもですね、未だ、雨量とか水位は、どう言うんですか、上がっているというような状況は、見ておりましたけれどもですね、そんな急に上がっているというような状況ではなかった

というような判断、思っております。

それからは、ずっと、こちらの本部の方においてですね、後、8時過ぎからですね、被害状況等が出て来ておりますけども、その本部と、こちらの電話の受け答え、職員も少なかったもので、そういう、ずっと電話の状況ですね、被災場所言うんですか、要救助等のですね、電話を受けております。

それで、その都度、その都度ですね、本部からは、本部の指示命令等については、次長にお願いして、こちらへ私来ておりますので、次長から、いろいろ状況ですね、どこどこで、こういう要救助に、今、出てますというような状況は、私の方には、つかんでおりました。本部の活動ですね。

それから、22時20分に、夜の10時20分に、状況等ですね、非常に厳しい状況ということで、兵庫県下の応援協定、消防のですね、兵庫県下の応援協定に基づきまして、姫路市の方に応援要請をしております。それも次長に指示して、次長の方がしてくれています。本部の方から。

それで、だから、そういうですね、一応本部とのやり取り、それから、この本部での電話の、被災現場からの電話というようなを受け、どう言うんですか、受け取る言うんですか、しておりました。

それが、初動。その当日の活動でございます。

それで、2日目の朝ですね、2日目の朝も、ずっとそういう状況だったかと思えます。2日目の朝は、夜中もずっとしておりましたですね、その応援隊が来てくれました。姫路市の。姫路市と、それから相生市と、たつの市から、応援隊が来てくれてですね、それが中々、最初、久崎の方に救助に当たるということで、指示出していたんですけども、千種川が、凄い氾濫で行けないと。多賀の所で、中安の小学校の橋渡ただけで行けないということで、また逆戻りしてですね、佐用坂から佐用の方に入るという計画でしたんですけども、それも佐用坂が通行止めということで、そこで時間待ち言うんですか、しておりました。それで、通行できるようになってですね、佐用に入って来たのが、2時の、2時過ぎだったと思えます。この佐用の町内に入ってきたのは、夜中のですね。はい。それで、この佐用の町の中を通過して、とにかく久崎へ行けという指示だったんで、行ける道路をですね、ずっとうちの職員が案内しながら行っておりましたんで、そのへんのやり取りですね、夜中の間は、していたというふうに記憶しております。

以上です。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） この度のあれで、まず検証委員会が、しっかり検証してからということで、その時に、きちんとした報告がされると思うんですけども、先般ですね、実はその、消防団の、ある幹部研修に行きまして、その時にですね、幹部の役割、心構え言うんですか、そういうのを改めてこう、勉強言うんですか、そういうふうなんさせていただきました。やはり、そこで幹部、当然命令なり、指示なりする立場の者としては、まずその、消防団ですから、当然、団員のね、まず安全確保、これはもう、第一なんだと。それまでの装備なり、訓練、それをきちんとしておきなさいということ、それがあれですは。

それとですね、やっぱりその、最後、最初にはトップの責任言うんですか、もう、それは、ものすごく重いわけなんですね、そういう中でですね、そのまあ、町長は、まあ当然本部長ですね、トップ。最高責任者です。それを、いわゆる補佐をするであろう、副本部

長の立場の人、それも、やはり同じような心構えでですね、それぞれ、その担当のあれがあるんですけども、やはりこう、同じ気持ちになって、こう対応していかないと、中々ね、やっぱり1人での判断では、中々難しいなと。私も、当日、その現場にいましたから、これ本当に、こう、大変だなと思います。それを、1人に任せるといのはね、それは、到底無理ですから、そういった方々にも、心構えと、いつでも、もし、あの時、町長がおられなんだら、どうしたんだろうかというようなことまで、今後の検証の上でね、自分が、その時、最高責任者だったら、どうだろうかというようなことも含めて、今後のね、反省材料、教訓にしていきたいと思います。

そこで、本部のあり方についてなんですけどね、昨日の、どなたでしたか、ちょっと忘れたんですけど、一般質問の中で、佐用の本部が、いわゆる佐用支所、支所という言い方おかしいんですけども、旧佐用町と一緒にになったというのが、1つの本部のあり方としての大きい反省材料だったということでもあります。そういう中でですね、いろんなこう、地域の電話が入って来るんですけども、そこ、どうなんですか、いわゆる、各支所なり、いろんなこう、町の施設の拠点をつなく、違う回線を1本ね、その専用の連絡とるために、他の住民が知らないような、なくてもいいような、そういうのを1つ、1本ぐらい設けておくべきじゃないかなと思います。それは、まあ、今後の防災計画なんかにも入れてですね、やはり、他のいろんなこう、救援とか状況報告の電話と混同しないような形の線をこう、1本ぐらい置くべきじゃないかなと。これ。そういうのが1つ、提案なんですけど、いかがでしょう。まあ、検討されてみては。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今後、そういう、いろいろな今回の対応の中で、問題になる点を洗い出していきたいと思っております。それに対して、また、その対策をしていきたいと、見直していきたいと思うんですけどもね。やはり、1人が、中々、その状況を全て把握して、指示していく上でも、いろんな総合的な情報と、地域的な情報と、いろんな面での、この整理というのがね、その瞬時にこう、できないところがあります。だから、それには、やはり組織的にも、その本部は本部として、全体から総合的に見る、その体制を作らないけませんし、また、地域としての、いろんな情報なり、その住民からの、この要請をですね、応えていかなきゃいけない。それは、やはり、きちっと分けていかないと、今回のように、一緒になってしまうとですね、非常に、その対応が混乱してきたという点は、大きな反省でありました。

ですから、そういう中で、本部をね、別に置くとしても、当然、そこには、情報の連絡ということでの支所とのホットライン、連絡体制とかね、今後、そういうことは、当然、検討しなきゃいけない課題だというふうに思います。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） はい、岡本です。

それとですね、今回ですね、いろんな形で、その招集が時期がどうのこうのというあれがあったんですけども、どっちに聞いたらええんかな。これ。消防長か住民課長か。あ

の、いわゆる県のその、防災ネットがありますね。その携帯で、県から、いろいろなところ、あれができる、その登録しておいたら、自動的に入って来るというあれをですね、それをですね、今、消防団の幹部、あるいは消防団員も、おそらく登録さえしていれば、向こうから自動的に、この情報が入って来るというあれをね、それをですね、やはり、その、こういう関係、特に、職員ないし、いろんな人にですね、加入だけすれば、もう情報入って来るんですから、そういうことをやっていくことが、その、例えば、消防の団長に言うて、支団長に言うて、副団長に言うて、分団長に言うてとか、そういうね、確かに、命令系統、指示系統が、そういうあれになっておるんですけれどもね、一斉に、この、いろいろな情報を知り得るという面でね、そういう加入の普及言うんですかね、そういうのは、いかがなものでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今、議員おっしゃいましたとおり、その情報の提供という部分では、大切な部分であります。そういう意味からも、今後、検証の中で、どういう形での情報を提供していき、どういう指示を出して行くか、内容的なこともあわせて、また、加入、職員、あるいは消防団員の方への加入の促進等についても考えて参りたいと思います。

〔岡本安君「是非、よろしく願います」と呼ぶ〕

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） はい、すいません。

それとですね、いわゆる、その今まで机上訓練言うんですか、実際、大きな地震を想定した防災訓練、地域づくり協議会とか、そういう所でやっておられますけれども、今回ですね、実は、その消防団の分団長の研修の中でですね、敏蔭次長の提案でですね、いわゆる、その地震を想定したシュミレーションをやってみようやないかということで、昨年でしたかね、やりました。その時に、若い分団長だったら、いろんなこう、思いつき言うんか、アイデア言うんですか、例えば、自分とかが孤立した時は、どうなるだろうとかいう話をした時にね、いろんなもん、いろんないい意見が出ました。例えば、まず何だろうと。やはり、さすがですね、まず、自分が安全だろうか。家族がどうだろうか。そして、まあ、隣近所がどうだろうかというようなことから、まず考えていくべきじゃないかというようなこと、非常にしっかりしているなと思って、例えば、ほな情報収集は、どうするんだろうと。夜だったり、昼だったら。車がない場合、歩いてでもしなきゃいけないんだろうかと。そういう中で、まず一番大事なものは何だろうと言うたら、それは、もう、まず安否確認ですねというようなことを、まあしっかりしておられました。それは、地震を想定した中での、あれだったんですけれども、今後はですね、やはり、率としては、風災害、今回のような、そういうものがあるんですから、例えば、役場の職員についてもね、昨日の一般質問でもありましたかね、いわゆる机上シュミレーションいうのを、常にやっておくべきじゃないかというようなことで、今後も、そういうこともですね、特に、敏蔭次長なんかは、そういうこと、もの凄く研究されてますから、いろんな機会に、啓蒙なり、そうい

うのをしていただいたらなと思います。

あの、先月でしたかな、消防の集い、消防長も行っておられましたかな。豊岡。あれは、消防団だけでしたかね。そこで、先生の名前、ちょっと忘れたんですけどね、やはり、その今の時期ですから、講演があった時に、当然もう、あれなんですけれども、その方は、いわゆる土砂災害の専門の先生でした。そこで、佐用町があったんで、まあ佐用町の場合ということで、水害についてのことを話されたわけなんですけど、いわゆる防災全般のことなんですけれども、やはり、一番大事ななんは何だろうか。今回、大勢の犠牲者が出られたということ。命が、一番大事なんだということ。それと、それに対する備えですね、もう災害は、必ずやってくると。ハード面では、いろんな河川改修、今後されるんですけども、そういうあれもあるんですけども、心構えとか、そういうのも含めてなんですけれども、そういう、それとやはり、いざ起こった時は、やっぱり助け合いなんだという、その3つが、そのいわゆる防災の基本だというようなことを、おっしゃられてました。

まだ、いろんな計画なり、委員会が作られるところなので、ここで言っても、具体的なあれは、ないんですけども、いわゆる創造的復興というのはその、以前にも増して、当然もう災害に遭ったとこの手立ては、十分それ以上にした上で、以前にも増して、いい町にしたいんだということなんだろうと、漠然と思うんですけども、その、もし今の段階ですら、あれなんです、いわゆるその、たくさん、密集しとう言うか、町の中に空き地、空き地言うたら、まあある人、怒る人もおるんですけども、だから、そういう所をどうするかとか、それから、たくさん残土が出るということで、その残土処分の構想言うんですか、そういうのがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。空き地と、残土処分。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これから、そういう復旧、または、復興事業をね、ハード面では、行って、当然行かなければなりません。これも、限られた期間と、またある程度、当然、国から予算というものも、決められます。これは、町が担当する、町の管理する河川とか施設と同時に、今度は、大きな所は、もう県が担当、管理をされている所。しかし、県なり町としても、これは、やはり佐用町内での、それだけの大きな復興事業ということで、町も県と一緒に、当然行っていく事業であります。

まあ、特に、町としては、そういう、その直接的、被災した、壊れた所を復旧、または復興するだけではなくてですね、その災害の影響によって、こう、家が、被災し、また全体の商売が成り立たなくなったとか、いろんな関係の中で、こう、取り壊されたり、またシャッターを閉められたりというような、こういう地域の社会状況が生まれてきている。こういう点についても、今後の災害対策としてですね、復興対策として、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。それが、1つは、創造的な復興ということを目指す大きな目標、目的ではないかなというふうに思っています。

特に、被災されたり、その関係の中で、取り壊されたり、建物が、土地が非常に、更地の土地が増えてきたと、こういう後の土地利用によって、地域のにぎわい、元気を取り戻していかなきゃいけない。そういう地域の取り組みを、少しでも、この復興事業の中でも、これを考えながら、その対策として取り組みたいと思うわけです。それには、復興事業の中で、河川の大規模改修に伴うですね、それに関係する移転先、立退きをしていただかなきゃいけない方の移転先等についてですね、そういう改めて、そういう更地になった

土地をですね、斡旋をしたり、また、その地域の皆さんの協力によって、地域の土地整備を、整備してですね、住みやすい、また新しい家として住宅なり、また商売をしていただくなり、どちらにしても、そういうことを行っていただきやすい土地の整備をして、提供をしていくという、そういう事業も、ひとつ考えられると思っておりますし、また、住宅等についてもね、今、仮設住宅等に入らせていただいている方においても、前にも申しましたけれども、雇用促進については、継続してありますけれども、どちらにしても、1つの期限があります。そういう中で、後、元の地域に戻って、本来生活をしていただきたい。地域コミュニティに、また、戻っていただきたい。そのためには、その地域の中でね、生活ができるような、その町としても、個人の住宅が再建できなければ、その地域に、町営住宅、復興住宅のような形でのですね、住宅を考えていく必要もあるのではないかなというふうにも思っているわけです。そういう中で、そういう、その土地を活用することも、1つは、1つの方策、方法ではないかなというふうには思っております。

それから、これは、前にもお話ししましたけれども、そういう河川の大規模な改修事業の中で、河川、膨大な土砂がですね、発生をいたします。これを、どこかに処分しないと、この事業も進めることができない。現在、緊急の土砂の取り除けでですね、町内、空き地みたいな所は、いたるところ、そういう土砂の山になっております。もう、県に聞きましても、町としてもですね、町の、これから復旧事業を行っていくんにおいてもですね、今、土砂の処分地というのは、全く、ほとんど、ちょっと見当たらないような状況になっております。そういう中で、この事業全て、全体をスムーズに進めていくためにもですね、安全に、また大量にですね、処分ができる所をつくらなきゃいけない。そういうことで、今、県にも、土地の選定、町の方で、私の方で選んで、地域の方にも、基本的な話をさせていただいて、調査、今月中に測量、基本的な測量調査をしていただくということで、進めております。

まあ、当然、そういう中で、処分した後ですね、そこに新しい土地が生まれるわけです。その土地もですね、将来的には活用して、新しい、例えば事業なり、土地活用によってですね、更に、地域の活性化が図れるようなものにつなげていきたい。せっかく、大きな、これだけの災害に対しての復興事業ということで、大きな予算が投入していただくわけですから、それを、ただ単に、土砂を処分して、また元の山に戻していただくのことで、将来につながっていかないというふうにも、思っておりますから、そういう中で生まれてきた、新しい、この土地という、用地というものがね、また活用ができるようにすることができれば、それは、また、更に復興事業という、創造的復興にね、大きくつながっていくのではないかなというふうにも考えながら、そういう準備を進めているところであります。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） そうですね、この事業、特にリミットがあるんですね。5年間、あるいは3年間とかいう、期限のリミットと。もう1つは、やっぱりこう、財政負担のリミット、2つあると思います。そういう中で、非常にこう、中々、簡単にはいかないという、非常に難しい事業なんで、舵取りの方、よろしく願いしたいなと思います。

何においても、まず、最低でも、1日も早く、8月9日以前の生活に、皆が戻れるようにする。それが、一番初めの目標ではないかなと、かように思います。そういう中でですね、確か、その、いわゆるハード面については、予算が付き、業者が決まれば、それは、

年数が経てばやっていけます。

もう1つは、一番心配しておられる、形に表れないという、いわゆるその、メンタルケアの部分です。その被災者の心言うんですか、本当にもう、傷ついておられますし、逆に被災してない人もですね、私とこだけは無事だってなんて言うような、変なこう、違う言うんですか、遠慮言うたらいいのかな。ちょっと、適当な言葉が浮かばないんですけど、皆がこう、気持ちをうつむきかげんになっておるといようなことで、そういう点のケア、されているんでしょうけれども、そういうことも、よろしくお願ひしたいなと思います。

まだ、計画段階の中ですね、これから検証された上で、いろんな問題、課題等々、たくさん出てくると思います。おそらく、これ皆の願ひは1つだと。これは、もう二度と繰り返したくないんだというのが、これ共通の願ひだと思います。それこそ、その1日、1年でも早くですね、その復興をなし遂げられる、頑張っただかくことを願ひまして、この質問を終わらせていただきます。

議長（山田弘治君） 岡本安夫君の発言は終わりました。

暫時休憩をいたします。この時計で、50分再開でお願いします。

午後02時36分 休憩

午後02時51分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

本日程の最後の5番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、3点の質問をさせていただきます。

8月9日、佐用町が豪雨に見舞われてから、明日で丁度、4カ月になります。9月議会にも、農業災害について質問しましたが、今回も町独自の支援を求めて質問をさせていただきます。

前回の質問にも言いましたけども、その後も、農業をやめたい。こういった農家が増えています。佐用町は、農機具の購入に対しては、県の制度で、美しい村づくり資金など利子補給などの補助はありますが、町独自のものではありません。農家の負担を軽減し、農業を守る上でも、町独自の支援事業を検討すべきではないでしょうか。そこでお尋ねします。

まず、大きな1点目で、災害復旧事業について。

、畦畔が崩壊した場合、上部の隣接地が休耕田などの場合、査定から外されると聞きましたが、その理由は何でしょうか。

、1回目の調査で杭が打ってあったのに、査定に入るまでに杭が抜いてある。そういった苦情が、私どもに寄せられています。説明が不十分ではないでしょうか。現場を見ると40万円以上の工事と思われそうですが、なぜ、査定にかからないのでしょうか。

次に、農機具の被害について。

、農機具被害は、修理に出した数は269台ということですが、修理に出せない農家もあり、被害の実態は把握できていません。集落ごとに調査して実態をつかむべきです。

、福井県福井市では、平成16年7月18日、福井豪雨で大きな被害を受けていますが、農機具の被害を受けた農業者に、農機具浸水被害農業者支援事業を、同年の9月7日より

適用、実施されています。佐用町でも実施の検討をしてみたいかでしょうか。

次、2点目は、水田への土砂流入と、その処分について質問します。水田への土砂・流木などの流入は、ほとんど手付かずの状態です。佐用町の場合、このような水田被害への対応はどうなっていますか。土砂で埋まった田を見ると、農業をやる気がしなくなるのではないのでしょうか。

、査定にかからない小規模災害について、農家への説明はいつ頃になるのでしょうか。

、福井市では豪雨による土砂流入・畦畔崩壊による水田面積相当分に対する生産経費の一部を助成する、水田土砂流入被災農業者支援事業を実施されました。佐用町でも実施すべきです。

、江川地区大畠の休耕田に、5年前の土砂流入をそのまま放置されていました。今回の豪雨で谷川の土砂等が再び流入し、それらが収穫前の田を全滅にしたり、また人家の床下浸水など被害が起きています。5年前の豪雨でも被害を受けている所なのですが、豪雨災害が発生しないためにも早急に対処すべきだと思います。

、水田や水路等に流入した土砂等の処分に困っているとの声を聞きます。集落で一箇所を集めているところもありますが、道路の横に置いたままにしてあるところや、処分先が決まらないし、二次災害を心配して土砂除去ができないという人もあります。早急に処分先などを、指導をすべきではないのでしょうか。先ほど、他の方の議員にも答弁がありましたが、私も、このように質問をしますので、是非、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それと、先ほどの支援事業などについての資料は、この質問の裏に、福井市の資料として付けておりますので、後で、ご覧下さい。

最後に、電波障害などの解消を求めて質問します。災害時に情報が入らず困ることがあります。ラジオの準備はいうまでもありませんが、せっかく準備しても聞き取れない場合もあります。特に、自動車などで移動中に情報が入らないのは大変不安です。

そこで、町内の電波障害のある箇所と、その原因を調査をすべきではないのでしょうか。

、今では、ほとんどのトンネル内でもラジオ放送が受信できるようになっています。防災上、解消につとめるべきだと思います。

以上、町長の明快なる答弁をお願いしまして、この場での質問は終わります。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、笹田議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

最初の、農業災害に町独自の支援を求めてとの災害復旧事業についてのご質問であります。災害復旧事業の対象となる農地、農業用施設は、各災害復旧事業等の法律及び要綱に定められており、全て補助対象となるわけではありません。被災の状況、周辺の現況、申請工種、経済効果等、採択の要件も細かく示されており、個々の被災箇所により条件も違うため一概に判断はできません。当初、調査の段階で仮杭を打ち、その後、申請方法を決定すると同時に測量を実施、計画策定と順次進める中において、採択規準に合致しない箇所、補助災に申請出来ない箇所も出てくるため、仮杭を取り除いたところもあります。

町として国の補助災にならないところにおいては、受益者負担もありますが、関係者と協議し、小災害、町単独災で対応できるよう独自の支援策を講じているところであります。

次に、農機具被害につきましては、冠水等により修理が必要な農機具類は 269 台と聞いております。農業者にとって農地を守り作物を生産するためには農機具は必要で、当然必要であり、新たに購入するにも高額で大変な負担となることは承知しているところであります。そのため町としては、今災害による農業再開支援として、県の施策を活用し、機械購入等に美しい村づくり資金の融資制度、今回災害を受けた農地を早期に復旧し活用することを目的とした、農業者組織や認定農業者への支援として、地域農業の再生対策事業の補助制度でもって対応することといたしており、改めて集落ごとの調査までの必要性はないというふうに考えております。

福井市においては、16 年災の被害状況、地域の営農形態等を考慮し、単年度に限った制度として対応されたものと考えており、本町におきましては、先ほど答弁させていただきました制度を活用して対応していきたいというふうに考えます。

次に、水田への土砂流入と処分についてのご質問でございますが、今回の災害について、国庫補助災の査定については、10 月 13 日から 11 月 18 日に実施され、採択件数は 416 件でありました。今後は、早期復旧に向け、補助率の確定、国庫補助災及び小災害、単独災の分類等、作業を継続して取り組み順次工事発注し復旧する予定といたしております。

農地、農業用施設の復旧については、地域の被災状況にもよりますが、優先として来年度の作付ができる限り間に合うように、まず、用水を確保することに重点を置き、そのうち、隣接する農地等の復旧に努めて参りたいというふうに考えております。

来年度の植え付け時期までに、日数不足や復旧に伴う関連事業との調整、地域事情により早期復旧が困難な箇所も想定されるため、今月の 15 日から小災害、単独災の取り扱いも含め、概ね、総合的な復旧計画予定を校区単位で自治会長、農会長に参集をいただいて説明をし、ご理解とご協力を願いたいというふうに考えております。

次に、農地への土砂流入についての復旧支援につきましては、補助災、小災害、単独災に分類し関係者と協議しながら、現制度で支援することといたしておりますので、福井市のような支援制度は考えておりません。

次に、以前被災した農地等に土砂が放置されており、それが今回も被災し他の農地に被害をもたらしたとのご質問でございますが、農地等の復旧をするか否かは、土地所有者なり関係者の意思が重要でありまして、強制的に事業ができるものではありません。被災箇所を復旧しないことで、他の農地及び人家等に影響を及ぼすことが予測されるような箇所であれば、関係者が十分に協議され、理解を求めて復旧に努めていただくようお願いするものであり、状況により町の支援制度も、当然、活用していただければというふうに思います。

次に、復旧工事にあたり発生する土砂処分の問題でございますが、早期復旧をするにあたり、災害だからといって、どこにでも、その土砂を処分することはできません。しかし、残土処分の問題は重要な課題であり、個人及び集落で復旧される事業の残土については、集落内で協議され影響が少ないと思われる適切な場所があれば、関係課にご相談いただければ対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、町内の電波障害のある箇所と、その原因を調査すべきではないかのご質問でございますが、AM 放送の民放に限り申し上げますと、原因としては、本町が中継局から遠く山間地であることと、夜間では外国からの放送局との混信が主たるものであるというふうに考えられます。

また、電波障害のある箇所とのことでありますが、先ほど申し上げた原因により、山あいの地域や夜間は多くの地域において AM 放送が聞き取りづらいというふうに考えられます。

次に、その解消についてのご質問でございますが、現在、総務省では、地上波テレビ放

送のデジタル化を推進をしておられますけれども、ラジオ放送に関しても順次、デジタル化されていくものと予想をされ、それにより、混信による障害が解消されていくものと思われるので、情勢の変化を注視しながら、見守っていきたいというふうに考えております。

また、NHK 第 1 放送に関しましては、民放と比較して受信感度が良好でございますが、地理的条件などにより、受信障害のあるところでは、屋外アンテナの設置などの対策により個別受信環境を整備していただきたいというふうに考えます。

なお、FM 放送につきましては、姫路ケーブルテレビの基本サービスの中で提供もされておりますので、是非、ご活用いただきたいと存じます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい。では、再質問させていただきます。前にも農業災害は甚大だということで質問をさせていただいたんですが、今回、特に、もうどうなっているんだろうと、説明もないとかいう声をたくさん聞きますし、本当に崩れた所が、また雨とかで少しずつ、またずって来て、大きくなっているようなところも見受けられるために、町としての考えと、また計画をお尋ねしたいために、質問をします。

で、先ほど、杭の打ってあることを言ったんですが、仮杭を打って、それから査定とか、こう見回って、それに基準に合わなければ、また抜くということがあるんですが、そういった説明ですね、聞いてない人が多いと思うんですが、杭は、仮杭ですというような説明は、いつ、どういった場所で農家の方にされるのか、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 仮杭の話が出ましたけれども、今回のですね、災害について、10月13日から11月18日まで査定を受けました。それまでにですね、これだけの町内広く、多数の箇所が被災をしております。そこでですね、その査定に回りますためにですね、事務手続き、測量等しなければなりません。

まずですね、町内の箇所をですね、調べる必要があります。それによって、その箇所をですね、その後、1箇所ずつ、それが申請できるかどうかの判断をしていく作業があります。そういう作業をする中においてですね、短期間でしなければならぬという制約がございましたので、その事前にですね、9月から測量に入ったわけですがけれども、事前に1箇所1箇所ですね、地元の皆様に、これは仮杭で、これは本杭ですよという説明がですね、できるような時間とかですね、そういう状況ではありませんでした。そういうことを含めて、先月の18日査定が終わったわけですから、その査定が終わりまりましたので、これからの復旧に向けてですね、地元の皆さんに、今月の15日からですね、校区ごとに自治会長、農会長さんに集まっていただいて、そういうご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まだ、具体的にですね、ここをこう直しますよいうところまではですね、お話しはできないかも分かりませんが、復旧についてですね、基本的な考え方、また地元の皆さん

の意見もあろうかと思imasるので、そういうこと含めての復興にですね、聞いて、復興に努めていきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 時間がなかったということではあるんですけども、今までにも、こういった杭を打って、こう回られているわけなんですけども、今回だけじゃなくってね、そういった時に説明が、なぜなかったのかというのが、大変不思議に思うんですが、それと同時に、その杭のことで言いますと、赤い杭と、上が黒い杭があるんですけども、それらの説明も把握されてない農家の方が多くあるんじゃないかと思うんです。意味が分からないと。あれは、国の分、県の方、ほな町のんはないし、どうなるんだろうとか言う方があるんですけど、やはり、今後の説明の時に、そういった点を、もう少し丁寧なね、していただかないと、そういった崩れたことを、災害を受けたことだけで、もうパニックになってますから、やはり、説明の時に、そういったことも含めて、適切に、そしてよく分かるような説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、今度の説明会でも、それを是非していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず最初ですね、時間がなかったと。これはですね、本当に、災害になればですね、査定までに間に合わずということは、時間との勝負になります。だからですね、個々の田んぼの所有者の方にですね、個別に説明するということはですね、中々困難なことだというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。それがために、また、後ですね、集落、工区ごとに代表者の方に集まって、まあ、そういう状況をですね、質問等があれば、丁寧にご説明をさせていただいて、ご理解をいただくということをしていただきたいと思いますというふうに思います。

また、杭のことですけれども、いろいろな杭があります。最初の測量についてはですね、何も色を塗ってない杭をですね、打っている所もあります。そして、これはですね、その災害の負担法とかですね、農地であれば暫定法とか、法律の中で、杭の色が決まっています。それで、青については、県の事業、それから赤についてはですね、町で言えば、建設課、公共災害ですね。それで、農地については黒と。これは、もう法律で決められた杭です。これをですね、住民の皆さんが、全て知るということはですね、必要かどうかということもあるんですけども、そこまでもご存知なくてもですね、こういう杭が、どういうこと。どんな色が打ってあるんだけど、どうだろうということを問い合わせしていただければですね、そこでご説明もできることもありますので、そういうところでですね、ご理解をいただけたらと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 杭の色も、問い合わせると言われたんですけども、やはり、こういった時には、災害の話ばかり近所の人とか関係者の人で話されるんで、わざわざ、やっぱり役場が言ってくれるという気持ちを持って人が多いと思うので、農会長会なんかの時に、また、今回の説明会にも、是非、その1軒、1軒は言わなくてもね、是非、説明を親切にしてあげて欲しいと思います。

それと、畦畔が崩壊した場合なんですけれども、上の部分の、その隣接地が休耕地なんかの場合、査定から外れると聞いたんですが、いろいろ条例や法律や基準があるのでいうことがあったんですけども、結局、その基準なんですけれども、なぜ、休耕地になったかということを考えていくと、もう少し、親切にというか、基準を全部、法律を崩せというわけではないんですけども、やっぱり、元々本当に田んぼであったという所であれば、やはり、それは査定の中に、基準の大きさにもよりますけども、大きい所であれば、かかると思うんですけど、そのへんは、県の方とか国の方に要望されたようなことはないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 災害においてはですね、回復は、現況の回復と、それから現況主義です。休耕地ということになればですね、保全管理がされていれば、それは、当然、採択の対象になります。

耕作放棄とかですね、長年保全管理という形でも、調書がね、保全管理となってながら、耕作放棄になってるといいう所はですね、当然、その辺が、経済効果はどうかということ、現地で判断をされますので、そのへんは、われわれも適正にですね、趣旨に則って判断をさせていただいているところです。

また、崩れが大きい場所があったとしてもですね、その農地の関係についてはですね、背後の土地の勾配とか、そういうもので反当限度額とかですね、補助の限度も、そういうのが決められてます。これは、要綱等もありますけども、査定に当たってのですね、財務省と農林水産省とのですね、協議事項というのがあります。過去にさかのぼってですね、ずっと協議されている経過があります。そういうものも踏まえての災害の申請ということになってきますので、それに合致できるものについては、申請させていただきますし、合致できないものについては、申請ができないという形になりますので、そういう申請ができないものについてはですね、40万円以下であれば、小災害とか、また、そこを復旧することによってね、地域の農家の営農が守られるのであれば、また単独の小災害というような形ですね、対応はしていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 基準とか、それに合わせていうことで、それは、分かるんですけども、では、お尋ねしたいんですけども、結局、なぜ休耕地になったかということ突き詰めると、結局、昭和50年代に減反が始まって、今、名前は、減反と言いませんけども、実質的には、減反が押し付けられて、最初は補助があって、例えば、黒大豆を植えるといくら。反当りいくらとか、白だったらいくら、野菜でいくら、草刈をしてもいくらという、

そういう補助があったんですが、今は、それもなくなっています。だから、もらっている間はしてますけど、やっぱり、何も無いのに、段々と、人間ですからしたくなくなるという、結局、押し付けの減反から、休耕田になったというのが現実だと思うんですけども、このような政策ですね、国の政策で、こうなったわけですけども、それらについて、今、そしたら、その休耕田やからしないというような考え方ですね、それに対して、町長は、おかしいとは思われませんか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 休耕田であってもですね、管理をされておれば採択になるわけです。管理をされてなければ、採択にならないと、そういう基準がありますよね。はい。ですから、今回、そこは、災害、前回受けて、そのまま、その時にですね、復旧をしていただくということで、していただければ、今回、次の災害の時にも、また、今回採択になると思いますけども、規模的に、そこが、どの規模かも、私は具体的には分かりませんが、あそこの今、大島の上の、たくさんの大きく被災、堆積している所であれば、相当たくさんのところですから採択になると思います。

しかし、問題は、その管理をしていただけてないということに、問題は、1つ大きくあるんじゃないですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ですから、その管理をしなくなったという、その元々のね、国の政策を押し付けられて、こういう状態になったということですね。それに対しては、結局、減反を押し付けられて、農家の人は、植えたくても植えれなくなったという、そういった事実に対して、見解は、どのように考えられますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） あの、今ね、町長の方が答弁されましたように、減反政策でね、山田の方とかですね、そういう所がですね、最初は保全管理していたけれども、中々、高齢化になって作れなくなった。そのうち、耕作放棄田になったという所は、たくさんあります。そういう所ですね、中々災害復旧というのは、難しいと思います。

だから、現実にはですね、保全管理という形でですね、何回か、草刈をしてですね、それによって、保全管理というのはですね、一度、トラクターですけば、トラクターとかでね、機械ですけば、耕作ができる状態になるのが、保全管理でありますので、そういう状態である所であればですね、保全管理として、当然、これは採択基準には合致しますので、そういう所は、災害申請をね、当然、合致すればできます。

そうでない所はね、中々、災害申請が、現況主義でありますので、そういう所で、申請をしてもですね、これは対象にならないという形で、欠格という形で結びつきますので、

町としては、申請したものはですね、欠格ということには、なりたくありませんので、そういう形で、事前にですね、ある程度判断をさせていただくということもあります。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それと、隣接した部分が、その他人と、上が自分としたら、下の家はよその家という時に、その上の人がね、落ちたことに関して、凄く迷惑を掛けているということで、悪いという気持ちを、凄くもたれていると思うんですが、そういった場合ですね、下の部分、崩れて埋まったりしているんですけども、それが、査定にかからないということで、大変困ったというか、もうお金が大変やし、町単だったら大変だというような声も聞くんですけども、やっぱり、今回言われております、そのいくつかを、近くの、その小さい小災害を集めて、1つの町の事業として発注するという方法をとるといことを言われておりましたけども、そういった説明も、今度の説明会でされますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今のようなですね、説明会で、今のような質問が出るかどうか、ちょっと分かりませんが、そういう、ご質問が出ればですね、そのへんは、こういう状況と、こういうことになりますよということは、説明はさせていただきたいというふうに思います。

まあ、今の例で言いますと、ちょっと僕も頭に浮かびましたけども、土砂が崩れたから、下の田んぼに堆積したと言ったら、田の復旧については、下の田んぼの復旧についてはですね、土砂の排除だけになります。そういう土砂の量によってですね、また、そういう採択基準の制約もありますので、そういうことも含めればですね、全てが補助災になるということにはならない。限らないということが言えてくるというふうに思います。

まあ、上の人と下の人、十分協議していただいでですね、町の単独災で直していこうということになればですね、また協議していただければ、対応できるものはしていきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 後で、その関連で、流入した土砂のことでもしたいと思うんですけども、ちょっと先に、それでは、農機具の被害についてお尋ねします。

前回の説明でも、答弁でもあったんですけども、修理に出した数が269台ということでしたけども、この前に1回もらった、11月5日に出されている資料なんですけども、農林水産業の、その被害が、ずっと計算しますと、約4億円になるんですけども、4億円と、ちょっと数字が半端な数字が出るんですけども、約4億円なんですけども、この農機具の被害は、修理に出された物だけであれば、出してない家でも、たくさん、まだ被害を受けていると思うんですけども、実際の、本当の、この調査をして、そしてそれを、正確に

把握しようとするれば、やはり、集落の人をお願いしてでも、やはり、どれとどれが何台ど  
うなったかいうことを、調べる必要があると思うんですけども、そのへんは、どうですか。  
もう一度お尋ねしますが。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 前議会でも質問があつてですね、お答えさせていただいたよう  
に、269台というのがですね、それぞれの農家なり営農組合がですね、修理するために、  
今後必要だから直さなければなりませんので、それを修理するために出された台数で把握  
しております。

それぞれ、各農家においてはですね、使用する、使用するような農機具、使用しないで  
もいい農機具、たくさん、まだまだあろうかと思ひます。しかし、まあ必要であればです  
ね、修理に出されるので、こちらの方で、修理に出されたらですね、分かるかと思ひま  
すし、まあ、修理に出さなくて、自分で、そういう得意な人がおればですね、自分で部品  
だけ買ってきて修理するという方もいらっしゃるかと思ひます。

まあ、しかし、町においてはですね、そういう修理に出されたものが比較的大きいとい  
うことも、1つの判断材料だと思ひますので、全集落、全農家ですね、どのような機械  
が傷んだかいうところまでですね、調査はすることは必要ではないというふうに考えてお  
ります。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ということは、全体の農業の被害額というのは、正確なものは出ない  
ということですね。確認しますが。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 被害額はですね、1つ1つ積み上げてとうのはですね、固まっ  
た数字というのはですね、中々出していくというのは難しいというふうに思ひます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それでは、その農機具の関係ですけども、農機具の被害へ、その支  
援事業ですね、福井市が、その後ろに資料付けてますけども、していますが、やらないと  
いうことですが、でも、農家にとりまして、この資料によりまして、福井市では、トラク  
ターとコンバイン、それから田植え機、そして乾燥機の4種類だけだそうですけども、そ  
れでも金額的にすると大きい物ばかりなので、大変こう、支援をしてもらおうと助かるわけ

ですが、結局、修理・修繕、こういった費用に使うための費用です。佐用町の場合は、県の施策、県のあれにおいて、利子補給という形だけなんですけども、これは下限が5万円から、上限は1,000万円で、ですから、一番多い人で50万円までは、修繕費を支援することなん、えっ、ちょっと待ってよ。2万5,000円から。全額じゃないので、上限100万円と書いてありますけれども、50万まで修理費を出してくれるそうです。ですから、大きな機械ですと、300万も500万もするというのがあるので、本当に助かると思うんですけども、町としてはしないと言われましたけども、今後のことも考えて、こういったことがあっては困るんですけども、今回、まだ修繕に出してない人もたくさんありますし、今までに出している人も含めて、やはり支援をしてあげて、あげることによって、やはり農業への意欲もわくと思うんですけども、そのへん、もう一度検討をするということは、お考えになりませんか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長。はい、どうぞ。

町長（庵逄典章君） 被災されたことに、あらゆる支援ができれば、それは、それで、できるだけのことはしたいという気持ちはありますけれども、福井市の例を挙げて、このようにということ言われますけれども、実際に、佐用町の農業の実態というのは、零細。零細だから、非常に負担も大きいということも言えますけども、専業ではない。専業が少ないわけですね。

で、農家の被害も非常に大きいですけども、農家以外の商店等、本当に、言うたら、そこで生活の全てを賄っておられる事業、そういう方の支援というのも、中々難しいわけです。ですから、そういう意味で、農家につきましてはですね、農地等の復旧、農業施設の復旧、こういう点については、今、最大限ね、負担を軽減しながら、町としても取り組んでます。ですから、そのの、後、農機具までですね、ということを考えるのであれば、当然、商業者の、いろんな商売されている、また、事業されている機械等、そういうことを、これも同じように支援をしていかないと、農業だけを、者だけということでは、非常に町民の中でも、非常に不公平だと思いますし、その、いわゆる農業の場合には、兼業でされている方があり、これだけの、農業だけで生活をされている家は少ないというふうに思います。

まあ、専業者におきましては、担い手ですか、それについては、別の、こういう先ほど、答弁しましたような支援などを使ってですね、できるだけ支援はしていきたいというふうには思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、もう4カ月経つわけなんですけども、この福井市の場合ですね、7月に豪雨に見舞われて、もう9月に、こういったことを決めているという、その気持ちというか、支援をしようという気持ちがね、もう表れていると思うんですけど、そのへんが、やっぱり、ちょっと佐用は遅いかなと。で、農業だけに、私は、今回は農業して

ますけども、農業だけにという意味ではありません。今回は、農業の場合でしたが、商業の人もありますし、いろんな面で、それは、もう勿論支援をしていただきたいのは、もう山々なんですけど、今回は、この農機具で、農機具と後の分で質問をさせていただいているわけで、誤解のないようにお願いします。

そして、次の質問ですけども、水田への土砂が流入ということで、先ほどの、その崩壊の部分もあるんですが、崩壊だけじゃなくって、川が決壊して入ったとか、それから山からの一気水で谷川が溢れて流木、土砂が入ったと、こういった所なんですけども、そういった人にも、その福井市では、土砂流木、流入被災農業者支援事業というのを実施しているんですけども、このへんに、この支援事業ですね、佐用町でも、まず検討をするということは、考えられませんか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 細かくは、また担当課長からしますけども、この土砂流入についての復旧支援って、これは、町としても、もうその災害としてですね、土砂流入も、その支援をし、小災害、町単独についても、最低でも、現在 85 パーセントの支援をしていくという形でしておりますよね。福井市の場合の、水稻の補助ですか。援助ですか。その生産している。土砂の取り除く経費じゃなくって。水稻の経費。水稻の経費については、それは、水稻がある場合、今回は、農業共済に全部加入していただいておりますから、共済として、支援をしていっているということでありませう。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） これは水稻だけじゃなくって、他の野菜などを、野菜とか植えてる場合にも、その種代とか、それから肥料代、農薬代、こういった物も含めて、田んぼに入って、作物ができなくて、被害を受けたという場合に、反当りで、ここにも書いてますけども、ずっと足していきますと、1 反で約 2 万 1,923 円、2 万 2,000 円ほどですね、これを水稻共済とか、畑作物のそれとは別個にね、共済とかとは別に、そして、入ったということだけで、被害に対しての支援事業ということだそうなんです。ですから、これをもらうことによって、復旧作業の工事費にも充てられるし、それから例えば、土砂を除けるお金にも使えるということで、大変喜ばれているそうですが、ちょっと、これは、違った感じなんですけど、そのへんは、どうでしょうかね。検討だけでも、していただけたらと思っております。まだまだ、埋まった所が、たくさんありますので。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この福井市ですね、16 年の災害は、災害もですね、大きかったように聞いてます。そういう水稻ですね、7 月ですから、福井市、あの辺はですね、8 月のお盆過ぎとかですね、9 月前に、早い物は刈りますし、大規模な農家があります。

それから、地域によってですね、組合組織を作っておられるところが、ほとんどです。そういう所ですね、壊滅的な打撃を受けたから、福井市は、こういう制度をですね、とられたんだらうというふうに思います。

まあ、これについてはですね、福井市は、福井市さんの独自のですね、農業施策があつてやられたんでしょうけども、本町において置き換えますとですね、先ほど、町長が答弁されましたようにですね、町においては、今回、刈り入れ前ですね、被害を受けた農地もありますけれども、部分的によっては、生産ができた農地もあります。そういう中で、水稲共済に加入していただいていますね、そういう水稲共済という形で、生産のですね、補償と言いますか、共済金を支払っていくという形をとっておりますので、全て福井市のですね、制度が佐用町になじむかどうかと言うたらですね、ここは十分に考えてですね、対応できるかどうかということもあるんですけども、本町においては、この福井市の制度をですね、そのまま同じような形で取り入れるということは馴染まないというふうには思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 水稲共済はあるということですが、それとは、別ということですね。この制度は。ということです。

それと馴染まないということもあるかもしれませんが、やはり、それでは、この佐用町に合ったものを検討されてはいかがでしょうか。そのへんは、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） あの、先ほどの町長の答弁のとおりですね、町の農業の形態、また農家とのですね、そういうことも踏まえてですね、農家に対する、今回の災害に対する支援というのはですね、現行制度でですね、対応していくのがですね、一番、ベストだというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、その土砂流入なんですけども、もう1つ聞きたいのはですね、先ほど江川地区のことを挙げたんですけど、他にも、そういった所あると思うんですが、今回、杭は打ってはあるんですけども、結局、5年前に、もうたくさん入って、個人の田んぼと言われれば、それまでなんですけど、そこは、たまたま、他にも、そういう所ありますけれども、そこを取り上げて見ますと、普段、こちらにおられない大阪かどっか、県外に住んでおられる方の持ち物らしいんです。ですから、田んぼされないの、そのままにされてると思うんですが、その後も土が入ったり、それから、木の根っことか、そういう物がたくさん入って来ているんですけども、こういう、この、こういう事、あつては困るんですけども、たまたま、5年前と同じような状況で、前の分があつたために、余計

流れて来たという。前は、土砂までは流れてこなかったけども、今回は、もう水だけでなく、土砂も流れて来たという、その流入した田んぼの下流、下流と言うか、下の家なんですけども、そういう家が、2, 3軒あるんですけども、やはり、二次災害を防ぐ意味でも、その現場を、農地なんかで、被害でね、回られ、被害調査なんかもあったと思うんですが、その時に回られて、注意と言うか、説明を聞くことなどは、されておりませんか。地元の人に。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 過去の災害、また、今回の災害ですね、災害の形態には、いろいろ、その時の災害の状況もあります。前は、水だけだったのが、今回、土砂も一緒に流れて来た。災害の経緯は違いますけども、前回、災害で、土砂が溜まっている。そのまま放置されてですね、今回の災害で、それが支障になってですね、被害を拡大したということは、現実と言われておるんでしょうと思います。

まあ、しかし、そういう所についてはですね、地域でもって、そういう二次災害を起こしそうなとか、ここを、そのまま放置しておけばですね、地域の優良な農地を守るのにも支障を来すととか、営農、周辺の営農に来たととか、また環境にも、あまり好ましくないということがあればですね、地域の方々でご相談をいただいて、そういう町外に行っておられている方にもですね、ご相談をさせていただいて、相談をさせていただいてですね、何とか復旧するようというふうな形ですね、協議がされればなど。また、5年前に、そういうことがあったのであればですね、そういう相談がされたらなというふうに、今、僕は、ちょっと感じました。

まあ、今後、そういう相談があればですね、地域の皆さんに相談をかけて、しかし、最終的に復旧していただくかどうかというのは、やっぱり所有権の問題もありますし、そういう所で、地域がですね、自分達の土地とかですね、地域は自分達で守るということに基本に立っていただいでですね、総合的に考えていただければですね、ご相談を受ければ、私どもは、相談を受ける立場でありますから、そういう対応はしていきます。

ただ、それができるかどうかについてはですね、やっぱり地域の合意が必要になってこようというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今回、その部分は、予定がどうなっているか分かりませんが、多分、農林の関係だろうと思いますが、黒い、それこそ杭が、一部に打ってあるんですけど、結局、その道路も勿論平坦ですから、道路の管理は、県道なので、町道ではないと言われるかもしれないんですけども、やっぱり道路から見て、パトロールなんかされている時に、ちょっと、これ越すんじゃないだろうかと、そういうようなことは、考えられたことはありませんか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 県道の話が出ましたが、県でもですね、道路パトロールやりますけども、県道は、県のパトロールは、自分とこの県道がですね、支障を来さないかという判断をして、危なかったら、また、県の関係、上申、報告されて対応をされていくんだろうというふうに思います。

まあ、そういう所はですね、地域の人達が、一番に良く分かることですから、そう言う、支障を来たすような所があればですね、先ほど、言いましたように、地域でご相談をしていただければというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） どこへ相談をしていいかわからないというような声も、聞いてはいたんですけども、その人には、その人というか、被害を受けた人には、そのようにも言いますけども、やはり町としても、田んぼが、今、どういう扱いに、休耕田になっているか、放棄地になっているのか、そのへんが、ちょっとわかりませんが、そのへんもつかんでいただいて、指導するところは、指導というか、その相談に乗ってあげれるところは、是非、相談をしていただきたいと思います。

それと、その土砂の流入だけではありませんけども、ちょっと、これに関連してですね、作業、小規模の、その復旧工事、そういったものにかからないとか、かかるのもあるんですけども、ボランティアの方が、田んぼに流入した流木をのけたり、土砂とか、それから、そういうお手伝いをしたいという人があって、今回もされてますけども、ところが、社協のやっている復興支援センターの方ですね、災害センターで、最初にあった時も、そうなんです、農業のボランティアは受け付けないということなんです、今後、少しでも、農家の負担も、そして、また、ボランティアでもらうことによって、町の財政も助かるわけですから、そういった、農業を、農業関係を引き受けるボランティアを、ボランティアセンターが引き受けるというようなことは、考えていただきたいと思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ボランティアセンターに関してはですね、また、他で、答弁があるかもわかりませんが、こと農業のボランティアについてはですね、町においてもですね、それぞれ集落で、地域、自分達のもので、地域を活性化させるためにですね、いろんな取り組みをされております。で、農業ボランティアについてもですね、県の緑公社の中で、施策としてですね、町においてもですね、農業ボランティアの募集をしたりですね、神戸やとか姫路とかですね、そういう都市住民との交流等も含めてですね、農業ボランティアを募集してですね、1年間の作業をですね、ボランティアの方がお手伝いをしていただくというような形ですね、集落に入ってきていただくいう、取り組みをしております。

この取り組みはですね、今、7集落ぐらいがですね、今、取り組んでおります。そういう面ですね、ボランティアについてはですね、町においても、地域、その集落のもので、活性化のために、そういう取り組みをしておりますので、そういうところで募集をしてい

って、地域の一役を担っていただけるような活動は、今現在もっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ボランティアにこう、普通の、普通のというか、今回の、佐用のね、ボランティア活動に来られた方が、農業の人も大変だということを知って、その農家の家に行って、その現状を見て、田んぼも大変だということで、したいということで、積極的にされている、グループになるかどうか分かりませんが、されている人も、数名、数名というか、多い時で20人ぐらいあるらしいんですけど、やはり、そういうことも考えて、特に、今回、災害でね、来年作付がどうかという心配がたくさんあるので、やはり、町としても、そういうことを考えられた方が、ただ、交流とか、それだけじゃなくて、今までのんじゃなくって、新たに、この災害に関してのボランティアなんか募集して、こういうことの仕事があるということなんかを教えてあげると、皆が助かると思うんですけど、そのへん検討はされませんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この災害においてですね、4カ月経過し、これから復旧に入ろうという時期に来てます。それによってですね、災害査定を受けて、業者によってですね、業者の手によって復旧するところ、それと、もう自力でですね、できる所というのはですね、これから、まあ分類はしていかなければならないというふうに思います。そういう中でですね、ここで改めて、そのボランティアさんに手伝っていただいて、農地の土砂をですね、スコップか一輪車でのけていただくというところまでですね、のボランティアをですね、募集をしてやるということは、今のところ考えておりません。そういう中において、1日でも早いんですね、復旧には、努めたいというふうには思ってます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） たくさんのことであって、仕事もたくさんあるので、大変だとは思いますが、支援事業もしないということですし、このボランティアのことも、今は、できないという答弁だったかと思うんですが。

では、最後に、電波障害などの解消を求めて質問を、再質問をさせていただきます。

AMについて、先ほど、町長も答弁されたわけですがけれども、私の、経験で、本当に、自分のことで、あれなんですけれども、でも、他の人も、多分、そう思われたと思うんですが、結局、今回、佐用坂でね、8時20分ぐらいだったと思うんですけれども、次の日の3時頃まで、私も水の、濁流の中でいたんですけども、で、ちょっと先ほど、気になったんですが、教育長が、8時頃通れなかったと言われたんですが、私は、8時過ぎに、徳久の駅前を通過して、で、上津中学校の方からも水がたくさん出てましたし、で、佐用坂の頂上付近では、山が、こう落ちて来て、大きな車がぶつかって、それをホテルの、ちょっと

下の広い所で、役場の建設課に連絡をして、で、下りたら、もう止まってしまって、水の中で、だいたい1メートルぐらい、多い時は、ちょっとはっきり時間は覚えてませんが、8時は、絶対過ぎてました。で、子どもにメールをして、その後、帰って来たメールが、今も残ってますけども、8時27分にメールが帰ってきているので、多分、20分ぐらいに、そこに着いたんだろうかと、自分で思っておりますが、ですから、8時頃には、通れたと思うんです。まあ、凄い水でしたけど。そういうことがありました。その時に、ずっと、6時間40分、7時間近くおったんですけども、ラジオをかけると、全然、ガーガー言っで、情報がわからないと。で、携帯でニュースも見れるんですけども、ちょっと、私は、年を取っているのか、文字が薄くて、電気のあれでは読めないし、もう本当に情報が必要だということを、凄い感じました。

特に、佐用坂、今頃、ちょっと聞こえるようにはなりましたけども、雨が降ったりすると、聞こえにくいんですね。それで、さっきも言われましたけども、場所によったら、本当に、AMなんかは、韓国放送とか、何か、モスクワ放送とか、いっぱい入って来て、今までの日本の放送が、パッと聞こえなくなると、そういったことがあるんですけども、やっぱり、その電波障害、山間地もあるんですが、それらの、トンネルでもできるので、トンネル内でも聞こえるようになったので、そういった面での解消を、総務省に言えば、一番いいんでしょうけども、県、国に求めていくというような考えは、強力求めていくということは、考えられませんか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君）      まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君）      佐用坂で、長い間待機をされて、ラジオが非常に聞き取りにくかったということですが、先ほど、町長の答弁の中でもございましたように、現在まあ、テレビにつきましては、アナログからデジタルへというふうなことで進められております。ラジオにつきましても、国として、そういった方向に進んでいくのではないかと、いうふうに思われるわけですが、アナログは、その雑音に弱いと。それから、デジタルは、雑音に強いというふうなことが言われておまして、ラジオもデジタルになればですね、そういった雑音が少なくしていけるのではないかなというふうに感じております。

それから、先ほど、トンネル内でのラジオ放送ということですが、やはり、これは、道路事業者がですね、受信アンテナを設けまして、トンネル内での再放送というふうなことで、トンネル内にアンテナ線を張りまして、微弱な電波をもって受信ができるというふうな状況になっておるようでございます。

今、議員おっしゃいましたように、全地域で、こういった放送を受けるというふうなことになりますとですね、まあ、私ども、佐用町におきましては、そういう放送局から非常に離れておるといような状況にございますけれども、新たな受信点をもってですね、やらなければならないというふうなことですが、まず、それにはですね、再放送、再送信ですね、再送信の許可が必要になってまいります。これは、放送局の許可でございます。それと、改めてですね、受信をいたしましても、同じ周波数ではですね、送りますと、その電波が消されてしまうというふうなこともございまして、新たな周波数をですね、得なければ、これは総務省の関係になってまいりますけれども、そういったことをクリアしなければならないというふうなことになってございます。現在、そういった再送信なり、新たな周波数を得るといことはですね、非常に難しいというふうに伺ってお

りまして、確かに、議員おっしゃいますこと、よく理解できるわけでございますけれども、状況としては、非常に難しいといった状況でございます。

議長（山田弘治君） はい、残り時間4分切りました。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、本当にまあ、難しいのは分かるんですけども、結局、電波と言うと、電波法と言うと、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波を電波と言うようなんですが、結局、電磁波と言うと、電気と磁気の両方の性質を持つ波のことだそうなんですけども、結局、その周波数で、一般に、電磁波は表されるんですけども、その周波数の一番高いものが、X線やガンマ線なんかの電離放射線と呼ばれるものなんかに使われているわけで、その次に高いのが紫外線。そして、その次が、人間の目で見れる光ということで、可視線言うんですけども、そして、紫外線。で、一番下の低いのが、この電波ということなんですけども、この電波は、ラジオ、テレビ、それからパソコンとか携帯などから発生するものということなんですけども、やっぱり、その今言われた、総務省の許可もあって、登録というか、申請をして、その電波法によって、ここが聞こえるようになるかどうかいうことをしてもらうわけですね。そういったことを、他の町でも、している所があればいいんですけども、やはり本当に思ったんですけども、家にラジオがあっても電池がなかったとか。それから、さっき言う、夜になると、他の国の放送が聞こえたりして、電波障害があるわけなんですけども、車ですと、今回みたいに動けない場合は、もうしょうがないんですけども、でも、聞くことによって、気象情報、今回ですと、まだ雨が降るだろうかと心配しながら、まだ、これ以上降ったら、もう流される。現実に、前の車も、後ろの車も、ちょっと流されて近づいて来てましたから、やっぱり気象情報を聞くという意味でも、自動車ですと、動ける場合であると、家から出てでも聞こえるということですね、やはり解消は、もう直ぐしたら、デジタル化になるかもしれないと言われるんですけども、やはり、解消を求めて、これからも、これから国、県に求めていかれた方がいいと思うんですけども、そのへんは、もう一度お願いします。

議長（山田弘治君） はい、時間がありませんので、まとめて。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 確かにですね、今、議員おっしゃること、よく理解できるわけでございますけれども、先ほども、申し上げましたように、本当に、電波の割り当て、そういったものですね、非常に難しい現状にあるわけです。で、私ども、テレビにいたしましてもですね、そういったことから、やはり、姫路ケーブルと言いますか、そういった所にもですね、お願いをして、再送信というふうなことで、ケーブルテレビで放送をしておるといふような状況でございます。新たな電波をですね、割り当てをいただくというのは、極めて難しい。そういった状況でございますので、是非、その点、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

5 番（笹田鈴香君） 終わります。

議長（山田弘治君） 笹田鈴香君の発言は、終わりました。

お諮りをいたします。後、5 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了をいたします。

次の本会議は明 12 月 9 日午前 9 時 30 分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

---

午後 0 3 時 5 1 分 散会